

# あきた

第 966 号

平成 17 年 11 月 10 日  
毎月 10 日 発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
発行所 秋田市役所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 条 例

- 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (第45号) ..... 2
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民生活部関係条例の整備等に関する条例 (第46号) ..... 3
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための福祉保健部関係条例の整備等に関する条例 (第47号) ..... 5
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための商工部関係条例の整備等に関する条例 (第48号) ..... 6
- 秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例の一部を改正する条例 (第49号) ..... 12
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例 (第50号) ..... 13
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例 (第51号) ..... 15
- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (第52号) ..... 15
- 秋田市公害防止条例の一部を改正する条例 (第53号) ..... 16
- 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 (第54号) ..... 16
- 秋田公立美術工芸短期大学条例の一部を改正する条例 (第55号) ..... 16

### 規 則

- 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 (第43号) ..... 16
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民生活部関係規則の整備等に関する規則 (第44号) ..... 18
- 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則 (第45号) ..... 18
- 秋田市雄和山村交流センター条例施行規則 (第46号) ..... 19
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための福祉保健部関係規則の整備等に関する規則 (第47号) ..... 19
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための商工部関係規則の整備等に関する規則 (第48号) ..... 20
- 秋田市職業訓練センター条例施行規則 (第49号) ..... 22
- 秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則 (第50号) ..... 23
- 秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則 (第51号) ..... 23
- 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係規則の整備等に関する規則 (第52号) ..... 23
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則 (第53号) ..... 24

## 告 示

- 現金取扱員への再委任について (第250号) ..... 25
- 市道路線の認定について (第251号) ..... 25
- 市道路線の区域決定および供用開始について (第252号) ..... 25
- 住民票の職権削除について (第253号) ..... 25
- 放置自転車等の撤去および保管について (第254号) ..... 26
- 専決処分した予算およびその要領について (第255号) ..... 26
- 平成17年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について (第256号) ..... 27
- 納税通知書の公示送達について (第257号) ..... 30
- 市道路線の区域変更および供用開始について (第258号) ..... 30
- 納税通知書の公示送達について (第259号) ..... 30
- 結核予防法による医療機関の指定について (第260号) ..... 30
- 放置自転車等の撤去および保管について (第261号) ..... 30
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について (第262号) ..... 31
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について (第263号) ..... 31
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定について (第264号) ..... 31
- 現金取扱員への再委任について (第265号) ..... 32
- 自動車臨時運行許可番号の無効について (第266号) ..... 32
- 担保権設定等財産参加差押通知書の公示送達について (第267号) ..... 32
- 市道路線の供用廃止について (第268号) ..... 32
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について (第269号) ..... 32
- 国民健康保険税督促状の公示送達について (第270号) ..... 33
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について (第271号) ..... 33
- 市議会臨時会の招集について (第272号) ..... 33
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について (第273号) ..... 33

## 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について (第15号) ..... 33

## 選 管 告 示

- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨について (第125号) ..... 33
- 在外選挙人名簿からの抹消について (第126号) ..... 35
- 平成17年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について (第127号) ..... 35

## 農 委 告 示

- 農業委員会の招集について (第13号) ..... 36

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第45号）……………36
- 指定給水装置工事業者の指定について（第46号）……………36
- 指定給水装置工事業者の指定について（第47号）……………36
- 指定排水設備工事業者の指定について（第48号）……………36
- 指定排水設備工事業者の指定について（第49号）……………36
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第50号）……………36
- 指定排水設備工事業者の指定について（第51号）……………36

公 告

- 秋田市老人デイサービスセンターの利用料金について……………37
- （仮称）西部地域市民サービスセンター建設基本計画業務委託  
についてのプロポーザルの提出の招請について……………38
- 秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者の募集について……………39
- 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の指定管理者の募集に  
ついて……………40
- 秋田市職業訓練センターの指定管理者の募集について……………41
- 秋田市中高年齢労働者福祉センターの指定管理者の募集につ  
いて……………42
- 秋田市河辺畜産経営環境整備施設の指定管理者の募集につ  
いて……………43
- 秋田市知的障害者デイサービスセンターの指定管理者の募集に  
ついて……………44
- 秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者の募集につ  
いて……………45
- 秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者の募集につ  
いて……………46
- 秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者の募集につ  
いて……………47
- 秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者の募集に  
ついて……………47
- 秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者の募集につ  
いて……………48
- 秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者の募集について……………49
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取について……………50
- インフルエンザ予防接種の実施について……………50
- 公売公告……………61
- 平成16年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の  
閲覧について……………61
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取について……………62
- 入札参加希望者の公募について……………62
- 河辺農業振興地域整備計画の変更について……………63
- 緑地協定の認可について……………63
- 入札参加希望者の公募について……………63
- 農用地利用集積計画の策定について……………64
- 見積価額公告……………64
- 予防接種を行う医師および場所について……………64
- インフルエンザ予防接種の実施について……………65

教 委 公 告

- 平成18年度秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集に  
ついて……………65
- 平成18年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集に  
ついて……………65

条 例

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例  
をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第45号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する  
条例

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法  
（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4  
項の規定に基づき、市の公の施設に係る指定管理者の指定の手  
続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指  
定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲  
げる事項を明示して、当該公の施設に係る指定管理者の指定を  
受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を  
公募するものとする。ただし、公の施設の適正な運営を確保す  
るため必要と認められるとき、その他市長等が特別な事情があ  
ると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務
- (3) 管理を行わせる期間
- (4) 申請をする団体に必要な資格
- (5) 選定の方法および基準
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項本文の場合において、市長等は、公の施設の効果的かつ  
効率的な管理のために必要があると認めるときは、2以上の公  
の施設の管理を一括して行わせることとして公募することがで  
きる。

3 第1項本文の規定による公募は、公告、インターネットの利  
用その他市長等が適当と認める方法により行うものとする。  
（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定め  
るところにより、申請書に公の施設の管理に関する事業計画書  
その他規則で定める書類を添えて、市長等に申請しなければな  
らない。

2 法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定  
管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年  
を経過しない団体は、前項の規定による申請をすることができ  
ない。

（候補者の選定）

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請をした団体（次  
項において「申請者」という。）のうちから、次に掲げる基準  
に照らし最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下  
「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性

質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

2 市長等は、前項の規定により選定した候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該候補者に代えて、申請者のうちから、同項各号に掲げる基準に照らし当該候補者に次いで適当と認めるものを候補者として選定することができる。ただし、再び第2条第1項本文の規定により公募することを妨げない。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、前条の規定により選定した候補者について法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経たときは、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、次に掲げる事項について市長等と協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (3) 管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項(事業報告書の提出期限等)

第7条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内に行わなければならない。

2 前項の事業報告書には、その管理を行う公の施設に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

(原状回復の義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じられたときは、直ちに、当該公の施設の施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償等)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理を行う公の施設の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 市は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(指定等の告示)

第10条 市長等は、指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、もしくは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があったときも、同様とする。

(指定管理者の秘密保持義務)

第11条 指定管理者又はその管理を行う公の施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、もしくはその指定を取り消

され、又は従事者の職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に秋田市コミュニティセンター条例(昭和54年秋田市条例第17号)、秋田市勤労者総合福祉センター条例(平成16年秋田市条例第13号)、秋田市河辺高齢者健康づくりセンター条例(平成16年秋田市条例第90号)、秋田市河辺岩見温泉条例(平成16年秋田市条例第133号)および秋田市雄和左手子交流センター条例(平成17年秋田市条例第17号)の規定によりなされた指定管理者の指定の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民生活部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第46号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民生活部関係条例の整備等に関する条例

(秋田市コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 秋田市コミュニティセンター条例(昭和54年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

第10条を第11条とし、第9条を削る。

第8条第2号中「ならびに」の次に「使用の」を加え、同条第4号中「および設備」を「附属設備等」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「条例」の次に「および他の条例」を加え、同条を第9条とする。

第6条を削り、第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第5条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、センターの使用を終えたとき又は第4条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例(平成16年秋

田市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条中「コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に、「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第4条 コミュニティ施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にコミュニティ施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第7条を第10条とし、同条の前に次の3条を加える。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、コミュニティ施設の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、コミュニティ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コミュニティ施設の使用の許可に関すること。
- (2) コミュニティ施設の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) コミュニティ施設の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がコミュニティ施設の管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例(平成16年秋田市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条中「集会施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に、「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第4条 集会施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に集会施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第7条を第10条とし、同条の前に次の3条を加える。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、集会施設の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、集会施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 集会施設の使用の許可に関すること。

- (2) 集会施設の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) 集会施設の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が集会施設の管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例(平成16年秋田市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の許可には、促進施設の管理上必要な条件を付することができる。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

第4条を次のように改める。

(目的外使用等の禁止)

第4条 促進施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に促進施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、促進施設の使用を終えたとき又は第3条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに促進施設の施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 使用者は、促進施設の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、促進施設の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、促進施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 促進施設の使用の許可に関すること。
- (2) 促進施設の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) 促進施設の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が促進施設の管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和山村交流センター条例の一部改正)

第5条 秋田市雄和山村交流センター条例(平成16年秋田市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

第4条を次のように改める。

(目的外使用等の禁止)

第4条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、センターの使用を終えたとき又は第3条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 使用者は、センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和左手子交流センター条例の一部改正)

第6条 秋田市雄和左手子交流センター条例(平成17年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

第3条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用の許可条件に違反したとき。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に、「前条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(目的外使用等の禁止)

第4条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

第8条中「条例」の次に「および他の条例」を加える。

第9条第2号中「ならびに」の次に「使用の」を加え、同条第3号中「および設備」を「、附属設備等」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条および第6条の規定は、公布の日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための福祉保健部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第47号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための福祉保健部関係条例の整備等に関する条例

(秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部改正)

第1条 秋田市立夜間休日応急診療所条例(昭和49年秋田市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、応急診療所の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、診療日および診療時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、応急診療所の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応急診療所における診療に関すること。
- (2) 応急診療所の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が応急診療所の管理運営上必要と認める業務

(秋田市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 秋田市老人デイサービスセンター条例(平成3年秋田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第1項中「前条」を「第11条」に、「の委託を受けた者(以下「管理受託者」を「を行うもの(以下「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項および第4項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「設備をき損し」を「その附属設備を損傷し」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第12条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

ならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の制限および停止に関すること。
- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第3条 秋田市知的障害者デイサービスセンター条例(平成8年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第1項中「前条」を「第11条」に、「の委託を受けた者(以下「管理受託者」)を「を行うもの(以下「指定管理者」)に改め、同条を第6条とする。

第8条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項および第4項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「設備をき損し」を「その附属設備を損傷し」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第12条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の制限および停止に関すること。
- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和ふれあいプラザ条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和ふれあいプラザ条例(平成16年秋田市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(指定管理者)

第7条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、プラザの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、プラザの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プラザの使用の許可に関すること。
- (2) プラザの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) プラザの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がプラザの管理運営上必要と認める業務

(秋田市河辺高齢者健康づくりセンター条例の一部改正)

第5条 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター条例(平成16年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第9条中「条例」の次に「および他の条例」を加え、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(秋田市老人デイサービスセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に秋田市老人デイサービスセンターを利用した者に係る利用料金については、第2条の規定による改正後の秋田市老人デイサービスセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に秋田市知的障害者デイサービスセンターを利用した者に係る利用料金については、第3条の規定による改正後の秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための商工部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第48号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための商工部関係条例の整備等に関する条例

(秋田市職業訓練センター条例の一部改正)

第1条 秋田市職業訓練センター条例(昭和56年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(使用の許可)

第2条 職業訓練センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、職業訓練センターの管理上必要な条件を付することができる。

第4条中「について」を「に関し」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の7条を加える。

(使用の制限等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職業訓練センターの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の

許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上支障があるとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第5条 職業訓練センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に職業訓練センターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、職業訓練センターの使用を終えたとき又は第4条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、職業訓練センターの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第3項の規定により、職業訓練センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、職業訓練センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職業訓練に関すること。
- (2) 職業訓練センターの使用の許可に関すること。
- (3) 職業訓練センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (4) 職業訓練センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が職業訓練センターの管理運営上必要と認める業務

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第2条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例(昭和58年秋田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第4条および第5条を次のように改める。

(利用料金)

第4条 サンライフ秋田の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、サンライフ秋田の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第13条の規定によりサンライフ秋田の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

第7条を削る。

第6条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をサンライフ秋田において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

第12条を第16条とする。

第11条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第3項の規定により、サンライフ秋田の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、利用時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、サンライフ秋田の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) サンライフ秋田の利用の許可に関すること。
- (3) サンライフ秋田の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) サンライフ秋田の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がサンライフ秋田の管理運営上必要と認める業務

第10条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「第8条」を「第9条」に、「使用の」を「利用の」に、「施設等」を「施設又はその附属設備」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「サンライフ秋田の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで

きる。

別表中「第5条関係」を「第4条関係」に、「サンライフ秋田の使用料」を「サンライフ秋田の利用料金」に改め、同表区分の項中「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同表の備考の1中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考の2中「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考の3中「使用する」を「利用する」に、「使用しなければ」を「利用しなければ」に改め、同表の備考の4中「使用している」を「利用している」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用料」を「利用料金」に、「納付しなければ」を「支払わなければ」に改め、同表の備考の5中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

(秋田市勤労者体育センター条例の一部改正)

第3条 秋田市勤労者体育センター条例(昭和62年秋田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第3条を次のように改める。

(利用料金)

第3条 体育センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、体育センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第12条の規定により体育センターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第11条を第15条とし、第10条を削る。

第9条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、体育センターの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、利用時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、体育センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育センターの利用の許可に関すること。
- (2) 体育センターの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) 体育センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が体育センターの管理運営上必要と認める業務

第8条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「第6条」を「第8条」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「体育センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」

を「利用」に改め、同条第3号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第8条とする。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3条の次に次の2条を加える。

(利用料金の收受)

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を体育センターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

別表区分の項中「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同表専用使用の項中「専用使用」を「専用利用」に改め、同表個人使用の項中「個人使用」を「個人利用」に改め、同表の備考の1中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考の2中「専用使用」を「専用利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考の3中「使用時間」を「利用時間」に改める。

(秋田港振興センター条例の一部改正)

第4条 秋田港振興センター条例(平成8年秋田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、使用時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関すること。
- (2) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。



- (3) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。  
 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市勤労者総合福祉センター条例(平成16年秋田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第3条を次のように改める。

(利用料金)

第3条 秋田テルサの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、秋田テルサの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第13条の規定により秋田テルサの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第15条を削る。

第14条第1号から第3号までの規定中「使用」を「利用」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「条例」の次に「および他の条例」を加え、同条を第14条とする。

第12条を削る。

第11条中「指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を「法人その他の団体であって市長が指定するもの」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「第6条」を「第8条」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「秋田テルサの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第8条とする。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要を」「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第3条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を秋田テルサにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

別表の1の表中「教養文化施設の使用料」を「教養文化施設の利用料金」に改め、同表区分の項中「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同表の備考の1中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表の備考の2中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考の3中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2の表中「体育施設の使用料」を「体育施設の利用料金」に改め、同表区分の項中「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同表の備考中「使用者」を「利用者」に、「使用し」を「利用し」に、「使用できる」を「利用できる」に、「使用に係る使用料」を「利用に係る利用料金」に改め、別表の3の表中「附属設備の使用料」を「附属設備の利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の額」に改める。

(秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例の一部改正)

第6条 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例(平成16年秋田市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の委託を受けた者(以下「管理受託者」を「行うもの(以下「指定管理者」に改める。

第4条、第5条第1項および第4項、第6条ならびに第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第12条を次のように改める。

(指定管理者)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公園施設の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、利用期間および利用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、公園施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園施設の利用の許可に関すること。
- (2) 公園施設の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) 公園施設の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公園施設の管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和観光交流館条例の一部改正)

第7条 秋田市雄和観光交流館条例(平成16年秋田市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、交流館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、交流館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 交流館の使用の許可に関すること。
- (3) 交流館の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (4) 交流館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が交流館の管理運営上必要と認める業務

（秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正）

第8条 秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の栽培を促進する」を「を栽培し、観賞の用に供する」に改める。

第2条および第3条を次のように改める。

（利用料金）

第2条 栽培園に入園しようとする者は、栽培園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第9条の規定により栽培園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

（利用料金の収受）

第3条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

第5条を削る。

第4条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認）

第4条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を栽培園において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

第7条から第10条までを削る。

第6条の見出しを「（入園の制限等）」に改め、同条中「の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しない」を「への入園を拒否し、又は栽培園からの退園を命ずる」に改め、第2号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 栽培園の花きを損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。  
第6条第3号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金の不還付）

第6条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11条中「使用者」を「栽培園に入園した者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、栽培園の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開園時間および開園期間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、栽培園の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 栽培園における花きの栽培に関すること。
- (2) 栽培園への入園の拒否および栽培園からの退園の命令に関すること。
- (3) 栽培園の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が栽培園の管理運営上必要と認める業務

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

区 分	単 位	利用料金の額
個人	1人につき	400円
団体（20人以上）	1人につき	300円

備考 中学生以下の利用料金は、無料とする。

（秋田市雄和里の家条例の一部改正）

第9条 秋田市雄和里の家条例（平成16年秋田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の委託を受けた者（以下「管理受託者」を「を行うもの（以下「指定管理者」に改める。

第4条、第5条第1項および第4項、第6条ならびに第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第12条を次のように改める。

（指定管理者）

第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、里の家の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、里の家の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 里の家の利用の許可に関すること。

(2) 里の家の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。

(3) 里の家の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が里の家の管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正)

第10条 秋田市雄和観光農産物加工所条例(平成16年秋田市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、加工所の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開所時間および休所日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、加工所の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 加工所の使用の許可に関すること。
- (2) 加工所の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) 加工所において製造した加工品の販売の許可に関すること。
- (4) 加工所の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が加工所の管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正)

第11条 秋田市雄和ふるさと温泉条例(平成16年秋田市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の委託を受けた者(以下「管理受託者」を「を行うもの(以下「指定管理者」に改める。

第4条、第5条第1項および第4項、第6条ならびに第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第12条を次のように改める。

(指定管理者)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、ユアシスの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、ユアシスの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ユアシスの利用の許可に関すること。
- (2) ユアシスの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) ユアシスの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がユアシスの管理運営

上必要と認める業務

(秋田市雄和コテージ条例の一部改正)

第12条 秋田市雄和コテージ条例(平成16年秋田市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の委託を受けた者(以下「管理受託者」を「を行うもの(以下「指定管理者」に改める。

第4条、第5条第1項および第4項、第6条ならびに第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第12条を次のように改める。

(指定管理者)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、コテージの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、利用時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、コテージの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コテージの利用の許可に関すること。
- (2) コテージの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) コテージの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がコテージの管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部改正)

第13条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例(平成16年秋田市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の委託を受けた者(以下「管理受託者」を「を行うもの(以下「指定管理者」に改める。

第5条、第6条第1項および第4項、第7条ならびに第8条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第13条を次のように改める。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、ターミナルの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、利用時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、ターミナルの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) ターミナルの利用の許可に関すること。
- (3) ターミナルの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) ターミナルの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がターミナルの管理運営上必要と認める業務

(秋田市雄和高尾山レクリエーション施設条例の一部改正)

第14条 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設条例（平成16年秋田市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（指定管理者）

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、レクリエーション施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、使用時間および使用期間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、レクリエーション施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) レクリエーション施設の使用の許可に関すること。
- (2) レクリエーション施設の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- (3) レクリエーション施設の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がレクリエーション施設の管理運営上必要と認める業務

（秋田市河辺岩見温泉条例の一部改正）

第15条 秋田市河辺岩見温泉条例（平成16年秋田市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第14条中「条例」の次に「および他の条例」を加え、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を削り、第17条を第15条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条中秋田市勤労者総合福祉センター条例第15条を削る改正規定、同条例第13条の改正規定および同条例第12条を削る改正規定ならびに第15条の規定は、公布の日から施行する。

（秋田市中高齢労働者福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の秋田市中高齢労働者福祉センター条例第5条の規定に基づき秋田市中高齢労働者福祉センターの使用に係る使用料を納付している者は、第2条の規定による改正後の秋田市中高齢労働者福祉センター条例第4条の規定に基づき秋田市中高齢労働者福祉センターの利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市勤労者体育センター条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の秋田市勤労者体育センター条例第3条の規定に基づき秋田市勤労者体育センターの使用に係る使用料を納付している者は、第3条の規定による改正後の秋田市勤労者体育センター条例第3条の規定に基づき秋田市勤労者体育センターの利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の秋田市勤労者総合福祉センター条例第3条の規定に基づき秋田市勤労

者総合福祉センターの使用に係る使用料を納付している者は、第5条の規定による改正後の秋田市勤労者総合福祉センター条例第3条の規定に基づき秋田市勤労者総合福祉センターの利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例第3条の規定に基づき秋田市河辺ユフォーレ公園施設の利用料金を支払っている者は、第6条の規定による改正後の秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例第3条の規定に基づき秋田市河辺ユフォーレ公園施設の利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市雄和里の家条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の秋田市雄和里の家条例第3条の規定に基づき秋田市雄和里の家の利用料金を支払っている者は、第9条の規定による改正後の秋田市雄和里の家条例第3条の規定に基づき秋田市雄和里の家の利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正に伴う経過措置）

7 この条例の施行の際現に第11条の規定による改正前の秋田市雄和ふるさと温泉条例第3条の規定に基づき秋田市雄和ふるさと温泉の利用料金を支払っている者は、第11条の規定による改正後の秋田市雄和ふるさと温泉条例第3条の規定に基づき秋田市雄和ふるさと温泉の利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市雄和コテージ条例の一部改正に伴う経過措置）

8 この条例の施行の際現に第12条の規定による改正前の秋田市雄和コテージ条例第3条の規定に基づき秋田市雄和コテージの利用料金を支払っている者は、第12条の規定による改正後の秋田市雄和コテージ条例第3条の規定に基づき秋田市雄和コテージの利用料金を支払っている者とみなす。

（秋田市雄和サイクリングターミナル条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の際現に第13条の規定による改正前の秋田市雄和サイクリングターミナル条例第4条の規定に基づき秋田市雄和サイクリングターミナルの利用料金を支払っている者は、第13条の規定による改正後の秋田市雄和サイクリングターミナル条例第4条の規定に基づき秋田市雄和サイクリングターミナルの利用料金を支払っている者とみなす。

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第49号

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例の一部を改正する条例

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例（平成16年秋田市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「の委託を受けた者（以下「管理受託者」を「を行うもの（以下「指定管理者」に改める。

第6条、第7条第1項および第4項、第8条ならびに第9条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第12条を次のように改める。

（指定管理者）

第12条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の

第2第3項の規定により、たい肥センターの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開所時間および休所日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、たい肥センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
(2) たい肥センターの利用の許可に関すること。
(3) たい肥センターの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
(4) たい肥センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がたい肥センターの管理運営上必要と認める業務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例第5条の規定に基づき秋田市河辺畜産経営環境整備施設の利用料金を支払っている者は、改正後の秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例第5条の規定に基づき秋田市河辺畜産経営環境整備施設の利用料金を支払っている者とみなす。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第50号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例

(秋田市都市公園条例の一部改正)

第1条 秋田市都市公園条例(昭和39年秋田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第2」の次に「および別表第3」を加える。

第9条第1項中「別表第2に掲げる有料公園施設」を「有料公園施設(別表第3に掲げる有料公園施設(以下「指定有料公園施設」という。)を除く。第3項において同じ。)」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金)

第9条の2 指定有料公園施設を利用しようとする者は、指定有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第15条の規定により公園の管理を行うもの(以下「指定管

理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内とする。

(利用料金の收受)

第9条の3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第9条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を指定有料公園施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

第11条の見出しを「(使用料等の不還付)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第15条を次のように改める。

(指定管理者)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第2第3項の規定により、別表第3に掲げる公園(以下「指定公園」という。)の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

第15条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条の2 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、指定有料公園施設の利用期間および利用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、指定公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定公園の利用の禁止又は制限に関すること。
(2) 指定公園の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定公園の管理運営上必要と認める業務

別表第2 太平山リゾート公園の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第8条、第9条の2、第15条関係)

Table with 6 columns: 公園名, 有料公園施設の種別又は名称, 区分, 単位, 金額, 備考. Row 1: 太平山リゾート公園, バンガロー, 宿泊利用, 1棟1日につき, 510円, 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時(2日以上連続し

オートキャンプ場	日帰り利用	市民が利用する場合	1区画1日につき	1,030円	て宿泊する場合における最終日以外の日にあつては、午後1時)までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
		市民以外の者が利用する場合		2,060円	
	宿泊利用	市民が利用する場合	1区画1泊につき	2,060円	
		市民以外の者が利用する場合		4,120円	
トレーラーハウス	日帰り利用	市民が利用する場合	1台1日につき	4,000円	
		市民以外の者が利用する場合		6,000円	
	宿泊利用	市民が利用する場合	1台1泊につき	11,000円	
		市民以外の者が利用する場合		13,000円	
テニスコート	貸切利用	一般	1面1時間につき	206円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき554円を加算する。
高校生以下			103円		
グラウンド・ゴルフ場		一般	1人1日につき	300円	
		小学生、中学生および高校生		150円	
クアドーム・展望風呂付大広間	個人利用	一般	1回につき	500円	団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合をいう。回数券(11枚つづり)は、一般5,000円、中学生および高校生4,000円、小学生以下3,000円とする。3歳未満の者の利用料金は、無料とする。
			1人1年間につき	8,000円	
		中学生および高校生	1回につき	400円	
			1人1年間につき	6,000円	
	小学生以下	1回につき	300円		
		1人1年間につき	4,000円		
			250円		
団体利用	一般	1回につき	450円		
	中学生および高校生		350円		
	小学生以下		250円		
森林学習館	宿泊利用	中学生以上	1人1泊につき	2,900円	宿泊利用とは、午後4時から翌日の午前9時(2日以上連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあつては、午後4時)までの利用をいい、入浴利用を含む。
		小学生		2,300円	
	入浴利用	中学生以上	1人につき	300円	回数券(11枚つづり)は、中学生以上3,000円とする。
		小学生		150円	
	研修室	利用時間が4時間までの場合	1室につき	2,300円	
		利用時間が4時間を超える場合		5,700円	
	和室	利用時間が4時間までの場合		1,700円	
		利用時間が4時間を超える場合		3,400円	

(秋田市太平山スキー場条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山スキー場条例(昭和51年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(利用)」に改め、同条第1項中「使用する」を「利用する」に改める。

第10条を第14条とする。

第9条中「スキー場使用者」を「スキー場利用者」に、「施設又は設備をき損し又は亡失した」を「スキー場の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失した」に改め、同条を第10条と

し、同条の次に次の3条を加える。

(指定管理者)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、スキー場の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、利用期間および利用時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて、スキー場の管理を行わなけれ

ばならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スキー場の占用の許可に関すること。
- (2) スキー場利用者に対する指示ならびにスキー場の利用の禁止および占用の許可の取消しに関すること。
- (3) スキー場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がスキー場の管理運営上必要と認める業務

第5条から第8条までを削る。

第4条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「スキー場の利用」に、「許可」を「占用の許可」に改め、同条第3号中「許可の条件」を「占用の許可条件」に改め、同条第4号中「その他市長が使用させる」を「前3号に掲げるもののほか、市長が利用させる」に改め、同条を第9条とする。

第3条中「使用する」を「利用する」に、「スキー場使用者」を「スキー場利用者」に改め、同条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。

(利用料金)

第3条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第11条の規定によりスキー場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をスキー場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「第5条、第8条関係」を「第3条関係」に改め、同表施設の種類の項中「使用料」を「利用料金」に改め、同表リフトの項中「個人使用」を「個人利用」に、「1日使用」を「1日利用」に、「4時間使用」を「4時間利用」に、「1シーズン使用」を「1シーズン利用」に、「夜間使用」を「夜間利用」に、「団体使用」を「団体利用」に改め、同表の備考の1中「11回使用券」を「11回利用券」に改め、同表の備考の3中「1日使用」を「1日利用」に、「の使用」を「の利用」に改め、

同表の備考の4中「4時間使用」を「4時間利用」に、「の使用」を「の利用」に改め、同表の備考の6中「夜間使用」を「夜間利用」に、「の使用」を「の利用」に改め、同表の備考の7中「団体使用」を「団体利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考の8から12までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(秋田市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の秋田市都市公園条例第9条の規定に基づき有料公園施設(同条例別表第3に掲げる有料公園施設に限る。)の使用に係る使用料を納付している者は、第1条の規定による改正後の秋田市都市公園条例第9条の2の規定に基づき指定有料公園施設の利用料金を支払っている者とみなす。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第51号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表第1号中「安全衛生管理手当」を「作業主任手当」に、「職場の安全衛生管理に従事する」を「法令に定める作業主任者等に選任された」に改め、同表中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を削り、同表第15号中「特殊自動車作業手当」を「道路上作業手当」に、「特殊自動車の運転作業」を「道路の維持補修作業等」に改め、同号を同表第12号とし、同表中第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号を第15号とし、第19号を削り、第20号を第16号とし、同表第21号中「250円」を「370円」に、「救急自動車業務」を「救急業務」に改め、同号を同表第17号とし、同表中第22号を第18号とし、第23号を削り、第24号を第19号とし、第25号を第20号とし、第26号を第21号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の秋田市職員給与条例の規定により平成17年12月31日までの分として支給される実績を計算の基礎とする特殊勤務手当については、改正後の秋田市職員給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市条例第52号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

27 特定期間早期退職者（平成18年1月1日から平成19年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者（任命権者が市長の承認を得たものに限る。）であって、特別な事情があるものを除き、平成18年3月31日又は平成19年3月31日に退職したものに限る。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度以前に退職したものをいう。次項において同じ。）であって、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの（同項の規定に該当するものを除く。）に対する第4条第1項および第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額に100分の120を乗じて得た額」とする。

28 特定期間早期退職者であって、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項および第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額および当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額」とする。

29 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

秋田市公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第53号

秋田市公害防止条例の一部を改正する条例

秋田市公害防止条例（平成9年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号ア中「同条第6項」を「同条第10項」に、「同条第7項」を「同条第11項」に、「同条第8項」を「同条第12項」に改め、同号イ中「第17条第2項」を「第17条第2号」に改め、同条第2号イ中「第8条第2項」を「第38条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第54号

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例（平成7年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（清算金の通知）

第25条の2 施行者は、清算金を徴収し、又は交付するときは、その額等を納付すべき者又は交付すべき者に通知するものとする。

第27条第1項中「法第103条第1項」を「第25条の2」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第27条の2 法第110条第3項の規定による督促を受けた者が当該督促に係る清算金をその督促状において指定した納付期限後に納付する場合には、当該納付金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項の督促に係る清算金をその納付期限までに納めなかったことについてやむを得ない事由があると施行者が認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第55号

秋田公立美術工芸短期大学条例の一部を改正する条例

秋田公立美術工芸短期大学条例（平成6年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 授業料の項中「379,200円」を「390,000円」に、「31,500円」を「32,500円」に、「12,100円」を「12,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年3月31日に在学する者および平成17年度入学者に係る授業料（専攻科の学生に係るものを除く。以下同じ）の額は、この条例による改正後の秋田公立美術工芸短期大学条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、転入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

規 則

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第43号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。



(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請は、市長が別に定める期間内に、指定管理者指定申請書(様式第1号)によりしなければならない。

2 条例第3条第1項に規定する公の施設の管理に関する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理運営の基本方針
- (2) 管理運営に関する業務の実施計画
- (3) 個人情報の保護に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第3条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 財務の状況を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定結果の通知)

第3条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに、条例第3条第1項の規定による申請をした団体にその結果を通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消書(様式第2号)又は指定管理者業務停止命令書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更事項の届出)

第5条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(報告義務等)

第6条 指定管理者は、その管理を行う公の施設の施設又はその附属設備の全部又は一部が損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 秋田市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

連絡先

(電話番号)

印

公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 公の施設の管理に関する事業計画書
- (2) 公の施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 財務の状況を示す書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

指定管理者指定取消書

秋田市達第 号

所在地

指定管理者名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知した公の施設

の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおりその指定を取り消す。

年 月 日

秋田市長

印

1 公の施設の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消しの理由

(教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として(秋田市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第4条関係)

指定管理者業務停止命令書

秋田市達第 号

所在地

指定管理者名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で通知した公の施設

の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおりその業務の(全部・一部)を停止することを命ずる。

年 月 日

秋田市長

印

1 公の施設の名称

2 停止する業務

3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 停止の理由

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日

の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民生活部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第44号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民生活部関係規則の整備等に関する規則

（秋田市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市コミュニティセンター条例施行規則（昭和54年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第11条」に改める。

第2条を削る。

第3条第1項を次のように改める。

秋田市コミュニティセンター（以下「センター」という。）に、管理人を置く。ただし、条例第8条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理を行うセンターについては、この限りでない。

第3条第2項中「センター」の次に「（指定管理者が管理を行うものを除く。第9条において同じ。）」を加え、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用許可申請）

第5条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の1月前から当日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条を第10条とし、第8条を削り、第7条を第9条とする。

第6条中「条例第3条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

（使用の中止等の届出）

第6条 条例第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則の一部改正）

第2条 秋田市雄和地区北部コミュニティ施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第10条」に改める。

第5条を第7条とする。

第4条中「条例第2条第1項の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の中止等の届出）

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

（休館日）

第3条 コミュニティ施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例施行規則の一部改正）

第3条 秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第10条」に改める。

第5条を第7条とする。

第4条中「条例第2条第1項の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用の中止等の届出）

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

（休館日）

第3条 集会施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則の一部改正）

第4条 秋田市雄和左手子交流センター条例施行規則（平成17年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条」に改める。

第4条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第6条を削る。

第5条中「条例第2条の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用の中止等の届出）

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条および第4条の規定は、公布の日から施行する。

秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第45号**

## 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設条例(平成16年秋田市条例第82号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市雄和農林漁家婦人活動促進施設(以下「促進施設」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 促進施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の7日前までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の中止等の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市雄和山村交流センター条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第46号**

## 秋田市雄和山村交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市雄和山村交流センター条例(平成16年秋田市条例第83号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市雄和山村交流センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(使用許可申請)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、使用しようとする最初の日の7日前までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の中止等の届出)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための福祉保健部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第47号**

## 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための福祉保健部関係規則の整備等に関する規則

(秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則(平成3年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第14条」に改める。

第2条中「午後4時」を「午後5時」に改め、同条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第3条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第4条を削る。

第5条第1項中「管理受託者は、条例第9条の規定により、」を「条例第6条第1項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第8条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第5条 条例第11条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設

けることができる。

(秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市知的障害者デイサービスセンター条例施行規則(平成8年秋田市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第14条」に改める。

第2条ただし書および第3条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第4条を削る。

第5条中「第7条第2項第2号」を「第6条第2項第2号」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「管理受託者は、条例第9条の規定により、」を「条例第6条第1項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第8条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第6条 条例第11条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日設けることができる。

(秋田市雄和ふれあいプラザ条例施行規則の一部改正)

第3条 秋田市雄和ふれあいプラザ条例施行規則(平成16年秋田市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第10条」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第5条 条例第7条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合のプラザの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日設けることができる。

(秋田市河辺高齢者健康づくりセンター条例施行規則の一部改正)

第4条 秋田市河辺高齢者健康づくりセンター条例施行規則(平成16年秋田市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第10条」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市老人デイサービスセンター条例施行規則第2条の改正規定(「午後4時」を「午後5時」に改める部分に限る。)および第4条の規定は、公布の日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための商工部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第48号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための商工部関係規則の整備等に関する規則

(秋田市中高齢労働者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市中高齢労働者福祉センター条例施行規則(昭和58年秋田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第16条」に改める。

第2条の見出しを「(利用時間)」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第3条第2項中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第4条の見出しを「(利用許可申請)」に改め、同条第1項中「規定によりサンライフ秋田を使用しよう」を「許可(体育施設の利用に係るものを除く。以下同じ。)を受けよう」に、「サンライフ秋田使用許可申請書」を「サンライフ秋田利用許可申請書」に改め、同条第2項中「使用日」を「利用日」に改める。

第5条の見出しを「(利用許可書)」に改め、同条中「前条の」を削り、「サンライフ秋田使用許可書」を「サンライフ秋田利用許可書」に改める。

第6条を次のように改める。

(利用の中止等の届出)

第6条 条例第3条第1項の許可を受けた者は、利用を中止し、又は利用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(利用料金の承認申請)

第7条 条例第4条第1項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、サンライフ秋田利用料金(変更)承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用時間等)

第8条 条例第13条の規定によりサンライフ秋田の管理を指定管理者に行わせる場合のサンライフ秋田の利用時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する利用時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日設けることができる。

(秋田市勤労者体育センター条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市勤労者体育センター条例施行規則(昭和62年秋田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第15条」に改める。

第2条の見出しを「(利用時間)」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条ただし書中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第3条第2項中「ときは、」の次に「臨時に」を加える。

第4条の見出しを「(利用許可申請)」に改め、同条第1項中「規定により、体育センターを使用しよう」を「許可(条例別表に掲げる個人利用に係るものを除く。以下同じ。)を受けよう」に、「秋田市勤労者体育センター使用許可申請書」を「秋田市勤労者体育センター利用許可申請書」に改め、同条第2項中「使用日」を「利用日」に改める。

第5条の見出しを「(利用許可書)」に改め、同条中「秋田市勤労者体育センター使用許可書」を「秋田市勤労者体育センター利用許可書」に改める。

第6条および第7条を次のように改める。

(利用の中止等の届出)

第6条 条例第2条第1項の許可を受けた者は、利用を中止し、又は利用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(利用料金の承認申請)

第7条 条例第3条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田市勤労者体育センター利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用時間等)

第8条 条例第12条の規定により体育センターの管理を指定管理者に行わせる場合の体育センターの利用時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する利用時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田港振興センター条例施行規則の一部改正)

第3条 秋田港振興センター条例施行規則（平成8年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第14条」に改める。

第2条の見出しを「(使用時間)」に改め、同条中「午後8時」を「午後9時」に、「使用時間を変更し、又は休館日を設ける」を「これを変更する」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第2条の2 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

第10条中「又は条例第11条に規定する管理の委託を受けた者」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第10条の2 条例第11条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの使用時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する使用時間もしくは第2条の2に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第4条 秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成16年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(利用許可申請)」に改め、同条第1項中「の許可」の次に「(条例別表の2の表に掲げる個人の区分の施設の利用に係るものを除く。以下同じ。)」を加え、「秋田テルサ使用許可申請書」を「秋田テルサ利用許可申請書」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第5条の見出しを「(利用許可書)」に改め、同条中「秋田テルサ使用許可書」を「秋田テルサ利用許可書」に改める。

第6条の見出しを「(利用の中止等の届出)」に改め、同条中「(以下「使用者」という。)」を削り、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第8条を次のように改める。

(利用料金の承認申請)

第8条 条例第3条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、秋田テルサ利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第9条から第11条までを削る。

第12条中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第9条とする。

第13条を第10条とする。

別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

(秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例施行規則の一部改正)

第5条 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第15条」に改める。

第6条第1項中「管理受託者」を「指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に、「第5条の規定により、」を「第5条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長」に改め、同条第2項を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用期間等)

第7条 条例第12条の規定により公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の公園施設の利用期間および利用時間については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する利用期間又は利用時間を変更することができる。

(秋田市雄和観光交流館条例施行規則の一部改正)

第6条 秋田市雄和観光交流館条例施行規則（平成16年秋田市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第14条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第8条 条例第11条の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合の交流館の開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田市雄和里の家条例施行規則の一部改正)

第7条 秋田市雄和里の家条例施行規則（平成16年秋田市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第15条」に改める。

第6条第1項中「管理受託者」を「指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に、「第5条の規定により、」を「第5条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長」に改め、同条第2項を削る。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第7条 条例第12条の規定により里の家の管理を指定管理者に行わせる場合の里の家の開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間を変更し、

又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則の一部改正)

第8条 秋田市雄和観光農産物加工所条例施行規則(平成16年秋田市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第14条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等)

第8条 条例第11条の規定により加工所の管理を指定管理者に行わせる場合の加工所の開所時間および休所日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開所時間もしくは第3条に規定する休所日を変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例施行規則の一部改正)

第9条 秋田市雄和ふるさと温泉条例施行規則(平成16年秋田市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第15条」に改める。

第7条第1項中「管理受託者」を「指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に、「第5条の規定により、」を「第5条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長」に改め、同条第2項を削る。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第8条 条例第12条の規定によりユアシスの管理を指定管理者に行わせる場合のユアシスの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田市雄和コテージ条例施行規則の一部改正)

第10条 秋田市雄和コテージ条例施行規則(平成16年秋田市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第15条」に改める。

第7条第1項中「管理受託者」を「指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に、「第5条の規定により、」を「第5条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長」に改め、同条第2項を削る。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用時間等)

第8条 条例第12条の規定によりコテージの管理を指定管理者に行わせる場合のコテージの利用時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する利用時間もしくは第3条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則の一部改正)

第11条 秋田市雄和サイクリングターミナル条例施行規則(平成16年秋田市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第16条」に改める。

第8条第1項中「管理受託者」を「指定管理者(以下「指定管理者」という。)」に、「第6条の規定により、」を「第6条第1項の規定により」に、「を市長」を「に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、

市長」に改め、同条第2項を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用時間等)

第9条 条例第13条の規定によりターミナルの管理を指定管理者に行わせる場合のターミナルの利用時間、休館日および利用期間については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する利用時間、第3条に規定する休館日もしくは第4条に規定する利用期間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(秋田市雄和高尾山レクリエーション施設条例施行規則の一部改正)

第12条 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設条例施行規則(平成16年秋田市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第10条」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第7条 条例第7条の規定によりレクリエーション施設の管理を指定管理者に行わせる場合のレクリエーション施設の使用時間および使用期間については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する使用時間又は第3条に規定する使用期間を変更することができる。

(秋田市河辺岩見温泉条例施行規則の一部改正)

第13条 秋田市河辺岩見温泉条例施行規則(平成16年秋田市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第15条」に改める。

第6条中「第5条の規定により、」を「第5条第1項の規定により」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条中秋田市勤労者総合福祉センター条例施行規則第9条から第11条までを削る改正規定(同規則第11条に係る部分に限る。)および第13条の規定は、公布の日から施行する。

秋田市職業訓練センター条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第49号

秋田市職業訓練センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市職業訓練センター条例(昭和56年秋田市条例第30号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市職業訓練センター(以下「職業訓練センター」という。)の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 職業訓練センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月31日

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第4条 条例第8条の規定により職業訓練センターの管理を指定管理者に行わせる場合の職業訓練センターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間もしくは前条に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第50号

秋田市雄和観光花き栽培園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市雄和観光花き栽培園条例（平成16年秋田市条例第93号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開園時間）

第2条 秋田市雄和観光花き栽培園（以下「栽培園」という。）の開園時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（開園期間）

第3条 栽培園の開園期間は、8月1日から11月15日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（利用料金の承認申請）

第4条 条例第2条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第4条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、栽培園利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開園時間等）

第5条 条例第9条の規定により栽培園の管理を指定管理者に行わせる場合の栽培園の開園時間および開園期間については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開園時間もしくは第3条に規定する開園期間を変更することができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第51号

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例（平成16年秋田市条例第136号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開所時間）

第2条 秋田市河辺畜産経営環境整備施設（以下「たい肥センター」という。）の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休所日）

第3条 たい肥センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（利用料金の承認申請）

第4条 条例第5条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第7条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、畜産経営環境整備施設利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開所時間等）

第5条 条例第12条の規定によりたい肥センターの管理を指定管理者に行わせる場合のたい肥センターの開所時間および休所日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開所時間もしくは第3条に規定する休所日を変更し、又は臨時の休所日を設けることができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第52号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係規則の整備等に関する規則

（秋田市都市公園条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市都市公園条例施行規則（昭和40年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の3を第6条の4とし、第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認申請）

第6条の2 条例第9条の2第1項の指定管理者（以下「指定

管理者」という。)は、条例第9条の4第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、指定有料公園施設利用料金(変更)承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10条の見出しを「(指定有料公園施設の利用期間等)」に改め、同条中「条例別表第2」を「条例別表第3」に、「の使用期間および使用時間は、別に定めがあるものを除くほか」を「(以下「指定有料公園施設」という。)の利用期間および利用時間は」に改め、同条ただし書中「使用期間又は使用時間」を「利用期間又は利用時間」に改める。

第11条を次のように改める。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用期間等)

第11条 条例第15条の規定により条例別表第3に掲げる公園の管理を指定管理者に行わせる場合の指定有料公園施設の利用期間および利用時間については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、前条に規定する利用期間又は利用時間を変更することができる。

別表第2公園名の項中「使用期間」を「利用期間」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同表太平山リゾート公園の項中「日帰り使用」を「日帰り利用」に、「宿泊使用」を「宿泊利用」に、「グラウンドゴルフ場」を「グラウンド・ゴルフ場」に改め、同表の備考の1中「使用する」を「利用する」に改め、同表の備考の2中「グラウンドゴルフ場の使用時間」を「グラウンド・ゴルフ場の利用時間」に改める。

(秋田市太平山スキー場条例施行規則の一部改正)

第2条 秋田市太平山スキー場条例施行規則(平成13年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第14条」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第4条および第5条を次のように改める。

(利用料金の承認申請)

第4条 条例第3条第1項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、条例第5条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、太平山スキー場利用料金(変更)承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の利用期間等)

第5条 条例第11条の規定によりスキー場の管理を指定管理者に行わせる場合のスキー場の利用期間および利用時間については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する利用期間又は第3条に規定する利用時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公の施設の管理を指定管理者に行わせるための都市整備部関係条例の整備等に関する条例(平成17年秋田市条例第50号)第2条の規定の施行の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第53号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「(税務手当を除く。)」を削り、同条第3項を削る。

第8条中「その月」を「、その月」に、「ときは算出額の」を「ときは、」に改め、「支給し、月の途中において手当の支給範囲を異にして異動したときは、それぞれ算出額の日割計算の合計額を」を削る。

別表第2第1号中

安全衛生管理手当	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者	月額 1,000円
	法令に定める作業主任者等に選任された者	月額 1,500円

を

作業主任手当	法令に定める作業主任者等に選任された職員	月額 1,500円
--------	----------------------	-----------

に

改め、同表第2号中

税務事務従事者	月額	200円に給料月額 の100分の6を加算した額 (8,000円以内)
滞納整理のため屋外勤務を主とする税務事務従事者	月額	前号により算出した額に100分の130を乗じた額 (8,000円以内)

を

市税の賦課又は徴収を主たる業務とする課所室(市民センターの税務班および市民生活班を含む。)に所属する職員で、市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員	月額	8,000円
--	----	--------

に

改め、同表中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表第10号中「看護業務等従事者」を「結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師および准看護師ならびに産婦人科病棟に勤務する助産師」に改め、同号を同表第9号とし、同表中第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を削り、同表第15号中「特殊自動車作業手当」を「道路上作業手当」に、「道路交通法施行規則第2条の表中自動車の種類の欄に掲げる」を「道路の維持補修作業を主とする作業従事者ならびに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する」に改め、同号を同表第12号とし、同表中第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、第18号を第15号とし、第19号を削り、第20号を第16号とし、同表第21号中

救急自動車業務従事者	1回につき	250円
------------	-------	------

を



救急救命処置従事者	1回につき	370円
救急自動車業務従事者	1回につき	250円

改め、同号を同表第17号とし、同表中第22号を第18号とし、第23号を削り、第24号を第19号とし、第25号を第20号とし、第26号を第21号とする。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

## 告 示

**秋田市告示第250号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年10月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	齋藤 京子	八橋運動公園内体育施設の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務

**秋田市告示第251号**

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
50991	牛島西三丁目 25号線	秋田市牛島西三丁目248番39地先 秋田市牛島西三丁目262番3地先	
50992	仁井田大野5号線	秋田市仁井田字大野697番1地先 秋田市仁井田字大野235番4地先	
60822	新屋表町9号線	秋田市新屋表町114番12地先 秋田市新屋表町117番2地先	
60823	新屋南浜町16号線	秋田市新屋南浜町289番24地先 秋田市新屋南浜町289番31地先	

2 縦覧期間

平成17年10月4日から  
平成17年10月18日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市告示第252号**

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	牛島西三丁目 25号線	秋田市牛島西三丁目248番39地先 秋田市牛島西三丁目262番3地先	84.00	6.00
市道	仁井田大野5号線	秋田市仁井田字大野697番1地先 秋田市仁井田字大野235番4地先	119.70	4.00 ～ 5.70
市道	新屋表町9号線	秋田市新屋表町114番12地先 秋田市新屋表町117番2地先	64.80	6.00
市道	新屋南浜町16号線	秋田市新屋南浜町289番24地先 秋田市新屋南浜町289番31地先	260.80	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成17年10月4日

平成17年10月18日まで

3 縦覧期間

平成17年10月4日から

**秋田市告示第253号**

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令

(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

大住1丁目7番16号	剣持 絹子
東通7丁目1番13号	佐藤 亨

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第254号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		3,975,260	121,000	4,096,260

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 167台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年9月16日から同年9月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年10月19日から平成18年4月19日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市中通七丁目1番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第255号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

専 決 処 分 書

平成17年度秋田市一般会計補正予算(第2号)の件

上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成17年度秋田市一般会計補正予算(第2号)

平成17年度秋田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,096,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	3 委託金	596,914	121,000	717,914
歳 入	合 計	117,975,543	121,000	118,096,543

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,847,957	121,000	16,968,957
	4 選挙費	287,274	121,000	408,274
歳 出	合 計	117,975,543	121,000	118,096,543

秋田市告示第256号

平成17年10月3日の「平成17年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年10月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,845千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,137,388千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の追加は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		1,066,557	129	1,066,686
	1 分担金	315	129	444
15 国庫支出金		13,027,511	14,528	13,042,039
	1 国庫負担金	10,065,606	12,378	10,077,984
	2 国庫補助金	2,859,973	2,150	2,862,123
20 繰越金		1,195,421	18,388	1,213,809
	1 繰越金	1,195,421	18,388	1,213,809
22 市 債		14,735,500	7,800	14,743,300
	1 市債	14,735,500	7,800	14,743,300
歳 入	合 計	118,096,543	40,845	118,137,388

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		16,968,957	7,000	16,975,957
	1 総務管理費	14,809,155	7,000	14,816,155
3 民 生 費		30,654,483	8,549	30,663,032
	1 社会福祉費	13,859,927	8,549	13,868,476
6 農林水産業費		2,294,249	2,736	2,296,985
	1 農業費	1,869,922	2,736	1,872,658
11 災害復旧費		13,405	22,560	35,965
	1 農林水産施設災害復旧費	2	3,999	4,001
	2 公共土木施設災害復旧費	13,401	18,561	31,962
歳 出 合 計		118,096,543	40,845	118,137,388

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	2 小学校費	広 面 小 学 校 大 規 模 改 造 事 業	456,127	平成17年度	169,112
				平成18年度	287,015

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農林水産施設災害復旧費	-	1,700	1,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
公共土木施設災害復旧費	-	6,100	6,100			
計	14,735,500	7,800	14,743,300			

平成17年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）  
平成17年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ8,218千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,698,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料		2,746,067	△1,497	2,744,570

	1 介護保険料	2,746,067	△1,497	2,744,570
3 国庫支出金		3,785,275	△2,038	3,783,237
	1 国庫負担金	3,069,099	△1,644	3,067,455
	2 国庫補助金	716,176	△394	715,782
4 支払基金交付金		4,910,558	△2,629	4,907,929
	1 支払基金交付金	4,910,558	△2,629	4,907,929
5 県支出金		1,918,188	△1,027	1,917,161
	1 県負担金	1,918,188	△1,027	1,917,161
7 繰入金		2,274,742	△1,027	2,273,715
	1 一般会計繰入金	2,173,420	△1,027	2,172,393
歳 入 合 計		15,706,879	△8,218	15,698,661

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		15,345,499	△8,218	15,337,281
	1 介護サービス等諸費	14,734,996	△252,208	14,482,788
	5 特定入所者介護サービス等費	0	243,990	243,990
歳 出 合 計		15,706,879	△8,218	15,698,661

平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成17年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決 補正 計)  
予定量 予定量

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管 渠 建 設

管 渠 布 設	27,531	1,078	28,609
	m	m	m

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決 補正 計)  
予定額 予定額

支 出

第1款 下水道事業費用	9,962,598	20,966	9,983,564
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,499,828	9,003	6,508,831
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	10,101	11,963	22,064
	千円	千円	千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中過年度分損益勘定留保資金「724,160千円」を「379,060千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,874,223千円」を「3,219,323千円」にそれぞれ改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決 補正 計)  
予定額 予定額

収 入			
第1款 資本的收入	10,387,126	103,000	10,490,126
	千円	千円	千円
第4項 負担金	314,013	103,000	417,013
	千円	千円	千円

支 出

第1款 資本的支出	14,031,179	103,000	14,134,179
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	5,716,876	103,000	5,819,876
	千円	千円	千円

秋田市告示第257号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年10月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	天ノ袋線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番2地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番4地先	1,112.40	3.50 ～ 11.70
	新	天ノ袋線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番2地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番4地先	1,102.60	3.50 ～ 11.70

2 供用開始の期日

平成17年10月7日

3 縦覧期間

平成17年10月7日から

平成17年10月21日まで

秋田市告示第259号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年10月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第260号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成17年10月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野原の町8-13	平成17年10月1日

秋田市告示第261号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第258号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月7日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 136台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 23台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年10月1日から同年10月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年11月3日から平成18年5月3日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035  
 秋田市中通七丁目1番3号  
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

**秋田市告示第262号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人藤盛 レイディース クリニック	秋田市中通七丁目1-3 アルヴェ4F	平成17年 10月1日
山王レディース クリニック	秋田市山王中園町10-35	平成17年 10月5日
佐野薬局原の町店	秋田市保戸野原の町8-13	平成17年 10月1日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1-73	平成17年 10月1日
ほどの薬局	秋田市保戸野八丁2-10	平成17年 10月1日
勝又薬局	秋田市横森三丁目1-4	平成17年 10月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
藤盛レイディース クリニック	秋田市中通七丁目1-3 秋田拠点センターアル ヴェ4F	平成17年 9月30日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1-73	平成17年 9月30日
ほどの薬局	秋田市保戸野八丁2-10	平成17年 9月30日
勝又薬局	秋田市横森三丁目1-4	平成17年 9月30日

**秋田市告示第263号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
バイタルケア秋田	秋田市泉字登木221-1	平成17年 10月1日

医療法人藤盛 レイディース クリニック	秋田市中通七丁目1-3 アルヴェ4F	平成17年 10月1日
ツクイ土崎	秋田市土崎港相染町中 谷地182-1	平成17年 10月4日
山王レディース クリニック	秋田市山王中園町10-35	平成17年 10月5日
デイサービスセン ターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目3-15	平成17年 10月1日
千寿苑訪問看護 ステーション	秋田市外旭川字大谷地 163-27	平成17年 10月6日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1-73	平成17年 10月14日
ほどの薬局	秋田市保戸野八丁2-10	平成17年 10月14日
勝又薬局	秋田市横森三丁目1-4	平成17年 10月14日

2 変更

名 称	変更事項（所在地・名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ヘルスレント 秋田ステー ション	ダスキンレン トオール秋田 ステーション	ヘルスレント 秋田ステー ション	平成17年 7月1日
アイリス ケアセンター 御所野	秋田市卸町五 丁目1-33・ アイリスケア センター秋田	秋田市御所野 元町三丁目 3-3・アイ リスケアセン ター御所野	平成17年 9月15日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
サンエスホーム ヘルプサービス秋田	秋田市泉字登木221-1	平成17年 9月30日
藤盛レイディース クリニック	秋田市中通七丁目1-3 秋田拠点センターアル ヴェ4F	平成17年 9月30日

**秋田市告示第264号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行規則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成17年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
内科	政 井 理 恵	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号
脳神経外科	羽 入 紀 朋	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6 番10号
小児科	安 岡 健 二	医療法人 明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町 3 番15号
眼科	早 川 祐 貴	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地
整形外科	湯 本 聡	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地
産婦人科内科	藤 盛 亮 寿	医療法人 藤盛レイディースクリニック	秋田市中通七丁目 1 番 3 号 アルヴェ 4 F

秋田市告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年10月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
豊嶋 司	榊 博光	河辺市民センターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の収納保管に関する事務。

秋田市告示第266号

次の自動車臨時運行許可番号標番号は無効にする。

平成17年10月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

自動車臨時運行 許可番号標番号	無 効 年月日	貸与者の 住所・氏名	貸 与 年月日
		東京都新宿区 下落合四丁目 4 番	

1 道路の供用廃止の区間

整 理 番 号	路 線 名	供 用 廃 止 区 間
7 0 2 1 6	堤ノ沢篠田台線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番35地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番22地先

2 供用廃止の期日

平成17年10月24日

3 縦覧期間

平成17年10月24日から  
平成17年11月7日まで

秋田市告示第269号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法

秋田 82	平成17年 10月24日	6号 ライフピュ アビューラー401 宗 像 貴 史	平成17年 8月29日
-------	-----------------	----------------------------------	----------------

秋田市告示第267号

次の担保権設定等財産参加差押通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産参加差押通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年10月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市大町四丁目 5 番22号  
菅 原 雄 一 郎
- 2 送達する書類名  
担保権設定等財産参加差押通知書 1 通

秋田市告示第268号

市道路線供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年10月24日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年10月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類



平成17年度介護保険料納入通知書  
平成17年度介護保険料督促状

**秋田市告示第270号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年10月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度国民健康保険税督促状

**秋田市告示第271号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年10月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
330-08	土崎港南三丁目12番36号	サークルK土崎南店

**秋田市告示第272号**

平成17年11月7日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。  
平成17年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 道路整備財源の確保に関する意見書提出の件
- 2 秋田市職員給与条例の一部を改正する件
- 3 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件
- 4 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 5 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件
- 6 秋田市立広面小学校校舎南棟大規模改造工事請負契約を締結する件
- 7 平成16年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件
- 8 平成16年度河辺町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件
- 9 平成16年度雄和町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件
- 10 平成16年度河辺雄和地区消防一部事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件

**秋田市告示第273号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
354	外旭川八柳三丁目16番8号	ローソン秋田外旭川八柳店

**教 委 告 示**

**秋田市教委告示第15号**

平成17年10月20日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年10月14日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

付議案件

- 1 教職員勤務評定に関する件

**選 管 告 示**

**秋市選管告示第125号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法192条第1項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成17年10月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の種類 平成17年6月19日執行 秋田市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
18,600,000円
- 3 報告書の要旨  
別紙のとおり





## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第13号

平成17年10月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年10月11日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市下新城青崎字深田69番地佐藤ハツの農地法第4条の規定による許可申請に関する件 外27件

## 上 下 水 道 局 告 示

### 秋田市上下水道局告示第45号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年10月4日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
三輪設備	三輪 治	秋田市新屋勝平台27番6号

- 2 指定期間

平成17年10月12日から平成20年10月11日まで

### 秋田市上下水道局告示第46号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年10月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
株式会社 岡部建設工業	岡部 秋男	秋田市河辺戸島字 上高屋67番地1	平成17年 10月6日

### 秋田市上下水道局告示第47号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
エコライン 株式会社	稲田 優子	秋田市八橋南一丁 目3番10号	平成17年 10月19日

### 秋田市上下水道局告示第48号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上

下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 ヌノタニ	布谷 博	秋田市飯島字穀丁大谷地253 番地4

- 2 指定期間

平成17年10月19日から平成20年10月18日まで

### 秋田市上下水道局告示第49号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
エコライン 株式会社	稲田 優子	秋田市八橋南一丁目3番10 号

- 2 指定期間

平成17年10月19日から平成20年10月18日まで

### 秋田市上下水道局告示第50号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年10月21日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社 北都設備	本田 順司	秋田市寺内油田二 丁目9番5号	平成17年 10月18日

### 秋田市上下水道局告示第51号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年10月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 中山組	千葉 利則	秋田市南通築地14番14号

- 2 指定期間

平成17年10月25日から平成20年10月24日まで

# 公 告

## 秋田市公告

秋田市老人デイサービスセンター条例（平成3年秋田市条例第12号）第9条第2項の規定に基づき、秋田市老人デイサービスセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条例第9条第3項の規定により公告する。

平成17年10月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 秋田市八橋老人デイサービスセンター

(1)

区 分	利 用 料
要支援	408円
要介護1・2	506円
要介護3・4・5	718円

(2)

加 算 項 目	加 算 額
送迎加算	(片道47円) 94円
入浴加算(介助浴)	44円
入浴加算(特別浴)	65円
機能訓練加算	27円

(3)

実費負担項目		金 額
食材料費		550円
おむつ代		実費
秋田市を越える送迎費		実費
教材費等		実費
通常の営業時間を 超えるサービス提 供費(1時間あた り)	要支援	510円
	要介護1・2	632円
	要介護3・4・5	897円

### 2 秋田市旭南老人デイサービスセンター

(1)

区 分	利 用 料
要支援	408円
要介護1・2	506円
要介護3・4・5	718円

(2)

加 算 項 目	加 算 額
送迎加算	(片道47円) 94円
入浴加算(介助浴)	44円
入浴加算(特別浴)	65円

(3)

実費負担項目		金 額
食材料費		550円
おむつ代		実費
教材費等		実費
通常の営業時間を	要支援	510円

超えるサービス提 供費(1時間あた り)	要介護1・2	632円
	要介護3・4・5	897円

### 3 秋田市川口老人デイサービスセンター

(1)

区 分	利 用 料
要支援	572円
要介護1・2	709円
要介護3・4・5	1,006円

(2)

加 算 項 目	加 算 額
送迎加算	(片道47円) 94円
入浴加算(介助浴)	44円
入浴加算(特別浴)	65円

(3)

実費負担項目	金 額
食材料費	550円
おむつ代	実費
秋田市を越える送迎費	実費
教材費等	実費
通所介護送迎加算の対象とならない所 (病院、施設等)への送迎	片道470円

### 4 秋田市外旭川老人デイサービスセンター

(1)

区 分	利 用 料
要支援	572円
要介護1・2	709円
要介護3・4・5	1,006円

(2)

加 算 項 目	加 算 額
送迎加算	(片道47円) 94円
入浴加算(介助浴)	44円
入浴加算(特別浴)	65円
機能訓練加算	27円

(3)

実費負担項目		金 額
食材料費		500円
おむつ代		実費
秋田市を越える送迎費		実費
教材費等		実費
通常の営業時間を 超えるサービス提 供費(1時間あた り)	要支援	622円
	要介護1・2	759円
	要介護3・4・5	1,056円

### 5 秋田市河辺老人デイサービスセンター

(1)

区 分	利 用 料
要支援	572円
要介護1・2	709円

要介護3・4・5	1,006円
----------	--------

(2)

加 算 項 目	加 算 額
送迎加算	(片道47円) 94円
入浴加算(介助浴)	44円
入浴加算(特別浴)	65円

(3)

実費負担項目		金 額
食材料費		500円
おむつ代		実費
教材費		実費
通常の営業時間を 超えるサービス提 供費(1時間あたり)	要支援	622円
	要介護1・2	759円
	要介護3・4・5	1,056円

**秋田市公告**

(仮称)西部地域市民サービスセンター建設基本計画業務委託について、次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成17年10月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**1 業務概要**

- (1) 業務名 (仮称)西部地域市民サービスセンター建設基本計画策定業務
- (2) 業務内容 (仮称)西部地域市民サービスセンター建設基本計画策定
- (3) 履行期限 平成18年3月24日

**2 参加資格**

プロポーザルの提出者は、次の資格を有する者または、(2)の者同士による共同企業体(JV)となることにより、(2)を除く次の資格を全て満たす場合とする。ただし、共同企業体の場合は、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱について(平成10年12月10日建設省通達)」の3の設計共同協定書を締結していることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における設計業務に係る秋田市に本社を有する入札参加有資格者であること。
- (3) 市長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (5) 過去10年間に建設省告示第1206号(昭和54年)別表-1の第2類の設計実績があること。(同告示における別表2-1設計のうち(1)建築(総合)・基本設計若しくは(2)建築(総合)・実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、JV、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。)なお、工事中の実績も含める。
- (6) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の意匠担当者が6名以上(業務受託後、18年3月までに「建設基本計画に関するワークショップ」および「地縁組織」、「市民活動団体」等への説明会の開催を予定しており、受託者の主任技術者の同席を求めることとしている。)

**3 技術提案書の提出者を選定するための基準**

- (1) 専門分野別の技術職員の状況
- (2) 同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- (4) 当該業務の実施体制(再委託または技術協力の予定を含む。)
- (5) 受賞実績

**4 技術提案書を特定するための評価基準**

- (1) 技術職員の経験および能力  
配置予定者の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況、担当した業務の業務実績
- (2) 業務実施方針および手法  
説明書の理解度、実施方針の妥当性、特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性、実施手法の妥当性

**5 手続等**

- (1) 担当部局  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画調整部市民協働・地域分権推進室  
電話：018-866-2037 F A X：018-866-4930
- (2) 説明書の交付期間、方法および場所  
ア 交付期間：平成17年10月4日(火)から平成17年10月31日(月)まで  
イ 交付方法：各種関係資料については、秋田市ホームページからのダウンロードを原則とする。なお、担当室においても来室者に窓口配布する。(ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)  
秋田市ホームページ：  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/cc/tosinai/siminsenter/default.htm>  
ウ 交付場所：上記5(1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所および方法  
ア 提出期限：平成17年10月11日(火) 午後5時15分まで  
イ 提出場所：上記5(1)に同じ。  
ウ 提出方法：持参(土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)、郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。)もしくは1部を電送、電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。(電子メールアドレス：ro-plcc@city.akita.akita.jp)
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所および方法  
ア 提出期限：平成17年11月1日(火) 午後5時15分まで  
イ 提出場所：上記5(1)に同じ。  
ウ 提出方法：持参(土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)、郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。)もしくは1部を電送、電子メールで提出すること。ただし、電送又は電子メールの場合は、着信を確認すること。(電子メールアドレス：ro-plcc@city.akita.akita.jp)

**6 その他**

- (1) 契約保証金：契約時に業務完了保証人を付することとし、契約保証金は、免除する。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有(基本設計および実施設計業務)本業務は、上記随意契約予定の基本設計および実施設計業務の予定業務量を含め

た業務量をもって、簡易公募型の手続とするものである。ただし、当該業務が適正に執行されないとき（依頼者の指示に従わない、または仕様書に求めている成果品が得られないなど）には、この限りでないものとする。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)に同じ。
- (5) 詳細は、説明書（実施要領）による。

### 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第114号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項の規程に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市雄和観光花き栽培園（以下「栽培園」という。）
- (2) 所 在 地 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- (3) 設置目的 特色ある花きを栽培し、観賞の用に供することにより本市の観光の振興に資することを目的とする。
- (4) 開 設 昭和62年
- (5) 敷地面積 7,720平方メートル
- (6) 主な施設内容 観光ダリア園
- (7) そ の 他 約700種、7,000株のダリアを管理する。

#### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 花きの栽培に関すること
- (2) 入園の許可および制限等に関する業務
- (3) 利用料金の収受、減免及び返還に関する業務
- (4) 利用案内、受付業務その他栽培園の管理運営に関する全ての業務
- (5) 栽培園の施設、附属設備等の維持管理に関すること
- (6) その他栽培園の管理に関し市長が必要と認める業務

#### 3 管理を行わせる期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（予定）

#### 4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
  - ア 市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
  - イ ダリアの栽培において、品種および数量が現行を維持できること。
  - ウ ダリアの栽培が技術的に優秀であると客観的に認められた者であること。
- (2) 申請をすることができない団体
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
  - イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体
  - ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
  - エ 法人市民税、固定資産税及び事業所税を滞納している団体等

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等

#### 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - ア 定款もしくは寄附行為および法人の登録事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度および前々事業年度の貸借対照表および収支決算書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 栽培園の管理に係る事業計画書および収支予算書
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 提出場所
 

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1  
秋田市商工部商業観光課観光政策担当  
（電話番号 018（866）2112）
- (3) 提出期限
 

平成17年11月10日（休） 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は、認めない。

#### 6 選定の方法、基準および時期

- (1) 商工部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
  - ア 市民の平等な利用が確保されること。
  - イ 栽培園の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適切かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、栽培園の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成17年11月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日（休）から平成17年11月10日（休）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手をはった返信用封筒を同封すること。

#### 8 説明会

- (1) 日時および場所
 

募集要項に記載する日時および場所
- (2) 説明会への参加を希望する団体は、事前に9(6)に連絡すること。

#### 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 秋田市雄和花き栽培園の利用料金は、条例で定める利用料金の上限額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入と

して収受するものとする。また、球根販売等も自己の収入として収受するものとする。

(4) 秋田市雄和花き栽培園の管理の業務に要する経費に充てるため、市が支払うべき費用が生ずる場合、年度毎に予算の範囲内で支払うものとする。

(5) 詳細は、募集要項による。

(6) 問い合わせ先

秋田市商工部商業観光課観光政策担当  
(電話番号 018-866-2112)

#### 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第114号。以下「条例」という。)第2条第1項及び第2項の規程に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 公の施設の概要

(1) 名 称 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設(愛称:高尾山荘)(以下「レクリエーション施設」という。)

(2) 所 在 地 秋田市雄和女米木字高麗沢76番地1

(3) 設置目的 市民が豊かな自然にふれあう場を提供することにより、観光の振興を図ることを目的とする。

(4) 開 設 昭和47年10月3日

(5) 敷地面積 212,829.0平方メートル

(6) 主な施設内容

ア 高尾山荘 木造平屋建て

延床面積 227.0平方メートル

休憩室(和室40畳、コンクリート土間40畳)、  
厨房、管理人室等

イ キャンプ場公衆トイレ コンクリートブロック造

延床面積 12.96平方メートル

ウ 駐車場公衆トイレ コンクリートブロック造

延床面積 12.96平方メートル

エ 相撲場 木造

延床面積 78.67平方メートル

オ 四阿 木造

延床面積 12.96平方メートル

カ 駐車場 約30台

#### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) レクリエーション施設設備の保守管理

(2) 使用の許可、制限等に関する業務

(3) 使用案内、受付業務その他各観光施設の管理運営に関する全ての業務

(4) その他、レクリエーション施設の管理に関し市長が必要と認める業務

#### 3 管理を行わせる期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

#### 4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 河辺・雄和地区に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 高尾山の地理的条件等を熟知しているとともに、地域性や施設の特徴を理解していること。

(2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

エ 法人市民税、固定資産税及び事業所税を滞納している団体等

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等

#### 5 申請の手續

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 定款もしくは寄附行為および法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度および前々事業年度の貸借対照表および収支決算書又はこれらに準ずる書類

ウ レクリエーション施設の管理に係る事業計画書および収支予算書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市商工部商業観光課観光政策担当

(電話番号 018(866)2112)

(3) 提出期限

平成17年11月10日(休) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は、認めない。

#### 6 選定の方法、基準および時期

(1) 商工部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ レクリエーション施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適切かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、レクリエーション施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成17年11月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

#### 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(休)までの午前8時30分か



ら午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手をはった返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) 説明会への参加を希望する団体は、事前に9(6)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 委託料は、人件費のみとする。

(4) 秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の管理の業務に要する経費に充てるため、市が支払うべき費用が生ずる場合、年度毎に予算の範囲内で支払うものとする。

(5) 詳細は、募集要項による。

(6) 問い合わせ先

秋田市商工部商業観光課観光政策担当

(電話番号 018-866-2112)

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第114号。以下「条例」という。)第2条第1項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名 称 秋田市職業訓練センター

(2) 所 在 地 秋田市寺内字三千刈321番地の1

(3) 設置目的 労働者の職業訓練を実施することにより、労働者の技術および地位の向上を図ることを目的とする。

(4) 規 模 等 鉄骨造地上1階、敷地面積約820㎡(借地)、延床面積636㎡

(5) 主な施設 教室、実習室、工具室、会議室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の制限、使用の停止および使用の許可の停止に関する業務

(2) 施設および附属設備等の維持管理に関する業務

(3) 職業訓練に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田市職業訓練センター(以下「センター」という。)の管理に関し市長が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 秋田市内に主たる事務所を有する法人であること。

イ 職業能力開発促進法第24条に規定する秋田県知事の認定を受けた職業訓練を実施することができる法人であること。

ウ 職業能力開発促進法第31条に規定する職業訓練法人であること。

(2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

エ 固定資産税、法人市民税及び事業所税を滞納している団体等

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等

5 申請の手續

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア センターの管理に係る事業計画書および収支予算書

イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

ウ 法人にあっては、登記事項証明書

エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び収支決算書又はこれらに準ずる書類

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市商工部工業労政課労政担当

(電話番号 018-866-2114)

(3) 提出期限

平成17年11月10日(休) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ センターの設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成17年11月中旬(予定)に行い、その結果については書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(休)までの午前8時30分から午後5時15分の間に交付する。

郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

- (1) 日時  
募集要項に記載する日時及び場所
- (2) その他  
説明会への参加を希望する場合は、事前に9(6)に連絡すること。
- 9 その他
  - (1) 指定管理者の候補の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。
  - (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、市議会の議決を経て指定管理者に指定する。
  - (3) センターの使用料は、無料とする。
  - (4) センターの管理運営に係る光熱水費、軽微な修繕および清掃等の経常的な経費並びに職業訓練の実施に要する経費の全ては、指定管理者が負担するものとする。ただし、施設の大規模な修繕又は改築については、この限りでない。
  - (5) その他詳細は募集要項による。
  - (6) 問い合わせ先  
秋田市商工部工業労政課労政担当  
(電話 018-866-2114)

#### 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第114号。以下「条例」という。)第2条第1項および第2項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1-1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市中高齢労働者福祉センター
- (2) 所 在 地 秋田市八橋南一丁目8番7号
- (3) 設置目的 体育館、プールおよび研修室等の利用を通じ、中高年齢労働者の健康増進及び教養の向上等を図ることを目的とする。
- (4) 規 模 等 鉄筋コンクリート造地上2階、敷地面積約4,471㎡、延床面積約2,822㎡
- (5) 主な施設 体育館、トレーニング室、プール、浴室、研修室、会議室

#### 1-2 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市勤労者体育センター
- (2) 所 在 地 秋田市新屋島木町2番55号
- (3) 設置目的 体育館の利用を通じ、勤労者の健康増進を図ることを目的とする。
- (4) 規 模 等 鉄骨造地上1階、敷地面積約2,025㎡、延床面積996㎡
- (5) 主な施設 体育館、ミーティングルーム

#### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 利用の許可、利用の制限、利用の停止および利用の許可の停止に関する業務
- (2) 施設および附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 秋田市中高齢労働者福祉センター(以下「サンライフ秋田」という。)並びに秋田市勤労者体育センター(以下「西部体育館」という。)の利用を通じた勤労者の体力の増進、健康保持および教養の向上等に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、サンライフ秋田および

- 西部体育館の管理に関し市長が必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間  
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)
- 4 申請をする団体に必要な資格
  - (1) 申請をする団体に必要な資格
    - ア 秋田市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
    - イ 体育館およびプールの管理を行った実績のある法人その他の団体であること。
    - ウ 体育館およびプールを使用し、各種講座又は教室等の事業運営を行った実績のある法人その他の団体であること。
  - (2) 申請をすることができない団体
    - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
    - イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体
    - ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
    - エ 固定資産税、法人市民税及び事業所税を滞納している団体等
    - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等
- 5 申請の手續
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - ア サンライフ秋田並びに西部体育館の管理に係る事業計画書および収支予算書
    - イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
    - ウ 法人にあっては、登記事項証明書
    - エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表および収支決算書又はこれらに準ずる書類
    - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
  - (2) 提出場所  
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市商工部工業労政課労政担当  
(電話番号 018-866-2114)
  - (3) 提出期限  
平成17年11月10日(休) 午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。
- 6 選定の方法、基準及び時期
  - (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
    - ア 市民の平等な利用が確保されること。
    - イ サンライフ秋田および西部体育館の設置の目的が効果的に達成されること。

- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、サンライフ秋田および西部体育館の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成17年11月中旬（予定）に行い、その結果については書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(木)までの午前8時30分から午後5時15分の間に交付する。

郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する場合は、事前に9(6)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、市議会の議決を経て指定管理者に指定する。

(3) サンライフ秋田および西部体育館の利用料金は、条例で定める利用料金の額等を基準として、指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) サンライフ秋田および西部体育館の管理の業務に要する経費に充てるため、市が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(5) その他詳細は募集要項による。

(6) 問い合わせ先

秋田市商工部工業労政課労政担当  
(電話 018-866-2114)

秋田市公告

市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名 称

秋田市河辺畜産経営環境整備施設（以下「たい肥センター」という。）

(2) 所 在 地

秋田市河辺神内字鎌倉1番地5

(3) 設置目的

畜産公害の未然防止と完熟たい肥の安定供給を図り、良好な生活環境の保持および農業振興に寄与する。

(4) 施設概要等

ア 設置年度 平成8年度

イ 処理方法

- ① たい肥化処理ライン  
攪拌発酵処理（ナカミチサークルコンポスト方式）
- ② 尿処理ライン

自然浄化法リアクターシステム

ウ 処理能力

① 牛糞・鶏糞・豚糞混合 10トン/日

② 豚尿 3トン/日

エ 生産能力

完熟たい肥 6トン/日

オ 施設等概要

- ① たい肥発酵処理施設 鉄骨造平屋建  
1,322.84平方メートル
- ② 管理棟 軽量鉄骨造平屋建 50.00平方メートル
- ③ 附属設備 たい肥発酵槽、尿処理槽、運搬車等

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 家畜のふん尿の受入れに関する業務
- (2) 家畜のふん尿のたい肥化処理に関する業務
- (3) 豚尿の浄化処理に関する業務
- (4) たい肥の製品化および販売に関する業務
- (5) たい肥センターの利用の許可に関する業務
- (6) たい肥センターの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
- (7) たい肥センターの施設、附属施設等の維持管理に関する業務
- (8) その他、市長がたい肥センターの管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

ア 市内に主たる事務所を有する又は有することが確実な法人その他の団体であること。

イ たい肥製造の実績を有し、製造から販売まで一体で運営できる団体であること。

(2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

5 申請の手続

(1) 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア たい肥センターの管理に関する事業計画書および収支予算書

イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

ウ 法人にあっては、登記事項証明書

エ 財務の状況を示す書類

オ アからエに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農林部農林総務課庶務担当

(電話 018-866-2115)

## (3) 提出期限

平成17年11月10日(休) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市農林部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ たい肥センターの施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、たい肥センターの設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成17年11月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(休)から平成17年11月10日(休)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

## 8 現地説明会

## (1) 日時

平成17年10月18日(火) 午後1時

## (2) 場所

秋田市河辺神内字鎌倉1番地5

秋田市河辺畜産経営環境整備施設管理棟前

## (3) その他

現地説明会への参加を希望する団体は、事前に9(6)に連絡すること。

## 9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) たい肥センターの利用料金は、条例で定める利用料金を基準とし指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) たい肥センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(5) 詳細は、募集要項による。

## (6) 問い合わせ先

秋田市農林部農林総務課庶務担当

電話 018-866-2115

## 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

## (1) 名 称

秋田市知的障害者デイサービスセンター

## (2) 所 在 地

秋田市柳田字竹生168番地1

## (3) 設置目的

在宅障害者に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、その自立を図るとともに生きがいを高め、もって福祉の増進に資することを目的とする。

## (4) 規 模 等

鉄筋コンクリート平屋建、延床面積525平方メートル

## (5) 定 員

19名

## (6) 主な施設

訓練室、作業室、事務室、食堂、静養室、浴室

## 2 指定管理者が行う管理の業務

(1) 知的障害者デイサービスの提供に関する業務

(2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

## 3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

## 4 申請に必要な資格等

## (1) 申請に必要な資格

市内に主たる事務所を有し、指定居宅支援事業者の指定を受けられる法人であること。

## (2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

## 5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(休)から平成17年11月10日(休)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

## 6 説明会

## (1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

## (2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

## 7 申請の手續

## (1) 提出期限

平成17年11月10日(休) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## (2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部障害福祉課障害福祉担当

(電話 018-866-2093)

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
  - ア 市民の平等な利用が確保されること。
  - イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- (3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は募集要項による。
- (4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部障害福祉課障害福祉担当  
(電話 018-866-2093)

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

- (1) 名 称  
秋田市八橋老人デイサービスセンター
- (2) 所 在 地  
秋田市八橋南一丁目8番2号
- (3) 設置目的  
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規 模 等  
鉄筋コンクリート平屋建、延床面積468.4平方メートル
- (5) 定 員  
30名
- (6) 主な施設  
相談室、浴室、多目的ホール、休憩室、事務室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務

- (2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格  
介護保険法に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
  - ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)
  - ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人
  - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所  
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他  
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手續

- (1) 提出期限  
平成17年11月10日(木) 午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)

- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
  - ア 市民の平等な利用が確保されること。
  - イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。  
オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。  
(3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

#### 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。  
(2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。  
(3) 詳細は募集要項による。  
(4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)

#### 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 公の施設の概要

- (1) 名 称  
秋田市旭南老人デイサービスセンター  
(2) 所 在 地  
秋田市旭南一丁目8番12号  
(3) 設置目的  
在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

- (4) 規 模 等  
鉄筋コンクリート平屋建、延床面積530.48平方メートル

- (5) 定 員  
35名

- (6) 主な施設  
相談室、浴室、食堂、機能訓練室、静養室、事務室

#### 2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務  
(2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務  
(3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

#### 3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

#### 4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格  
介護保険法に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

- (2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)  
ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

#### 5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

#### 6 説明会

- (1) 日時および場所  
募集要項に記載する日時および場所  
(2) その他  
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

#### 7 申請の手續

- (1) 提出期限  
平成17年11月10日(木) 午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

- (2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)

- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書  
イ 公の施設の管理に関する収支予算書  
ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類  
エ 登記事項証明書  
オ 財務の状況を示す書類  
カ その他市長が必要と認める書類

#### 8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。  
イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。  
ウ 効率的な管理が行われること。  
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。  
オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

- (3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

#### 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。  
(2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。

- (3) 詳細は募集要項による。  
 (4) 問い合わせ先  
 秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
 (電話 018-866-2095)

#### 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 公の施設の概要

- (1) 名 称  
 秋田市川口老人デイサービスセンター
- (2) 所 在 地  
 秋田市榎山登町10番64号
- (3) 設置目的  
 在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要介護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

- (4) 規 模 等  
 鉄骨平屋建、延床面積534平方メートル
- (5) 定 員  
 30名
- (6) 主な施設  
 相談室、浴室、多目的ホール、静養室、事務室

#### 2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) デイサービスの提供に関する業務  
 (2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務  
 (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

#### 3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

#### 4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格  
 介護保険法に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人  
 ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人。  
 イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)
- ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人  
 エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

#### 5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、

平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(休)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

#### 6 説明会

- (1) 日時および場所  
 募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他  
 説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

#### 7 申請の手續

- (1) 提出期限  
 平成17年11月10日(休) 午後5時15分まで  
 なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- (2) 提出場所  
 郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
 (電話 018-866-2095)
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。  
 ア 公の施設の管理に関する事業計画書  
 イ 公の施設の管理に関する収支予算書  
 ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類  
 エ 登記事項証明書  
 オ 財務の状況を示す書類  
 カ その他市長が必要と認める書類

#### 8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。  
 ア 市民の平等な利用が確保されること。  
 イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。  
 ウ 効率的な管理が行われること。  
 エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。  
 オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

(3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

#### 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は募集要項による。
- (4) 問い合わせ先  
 秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
 (電話 018-866-2095)

#### 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

## (1) 名 称

秋田市外旭川老人デイサービスセンター

## (2) 所 在 地

秋田市外旭川字鳥谷場136番地

## (3) 設置目的

在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

## (4) 規 模 等

鉄筋コンクリート平屋建、延床面積626.27平方メートル

## (5) 定 員

37名

## (6) 主な施設

浴室、多目的ホール、事務室

## 2 指定管理者が行う管理の業務

## (1) デイサービスの提供に関する業務

## (2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務

## (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務

## 3 指定の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

## 4 申請に必要な資格等

## (1) 申請に必要な資格

介護保険法に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。

## (2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)

ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

## 5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

## 6 説明会

## (1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

## (2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

## 7 申請の手続

## (1) 提出期限

平成17年11月10日(木) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## (2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)

## (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類

## 8 選定の方法および時期

## (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

## (2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## (3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

## 9 その他

## (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

## (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。

## (3) 詳細は募集要項による。

## (4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)

## 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

## (1) 名 称

秋田市河辺老人デイサービスセンター

## (2) 所 在 地

秋田市河辺三内字外川原34番地2

## (3) 設置目的

在宅の虚弱老人等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、当該要援護老人等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、もって老人福祉の増進に資することを目的とする。

## (4) 規 模 等



鉄筋コンクリート平屋建、延床面積625平方メートル

- (5) 定 員  
30名
- (6) 主な施設  
浴室、多目的ホール、事務室
- 2 指定管理者が行う管理の業務
- (1) デイサービスの提供に関する業務
- (2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務
- 3 指定の期間  
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（予定）
- 4 申請に必要な資格等
- (1) 申請に必要な資格  
介護保険法に定める指定居宅サービス事業者としての実績があり、市内に主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
- ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
- ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人
- エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人
- 5 募集要項等の交付  
7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- 6 説明会
- (1) 日時および場所  
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他  
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。
- 7 申請の手続
- (1) 提出期限  
平成17年11月10日(木) 午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- (2) 提出場所  
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- ア 公の施設の管理に関する事業計画書
- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

## 8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については書面により速やかに通知する。
- (3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。
- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受するものとする。
- (3) 詳細は募集要項による。
- (4) 問い合わせ先  
秋田市福祉保健部高齢福祉課在宅・施設担当  
(電話 018-866-2095)

## 秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の概要

- (1) 名 称  
秋田市雄和ふれあいプラザ
- (2) 所 在 地  
秋田市雄和妙法字上大部77番地1
- (3) 設置目的  
高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその家族に対する相談、指導等の援助を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的とする。
- (4) 規 模 等  
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、延床面積297.3平方メートル
- (5) 主な施設  
研修室、和室、相談室、調理実習室、浴室、事務室
- 2 指定管理者が行う管理の業務
- (1) 使用の許可、使用制限および停止並びに使用の許可の取り消しに関する業務
- (2) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務
- 3 指定の期間  
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（予定）
- 4 申請に必要な資格等
- (1) 申請に必要な資格  
地域福祉活動の実績があり、市内に主たる事務所を有する

法人であること。

(2) 申請をすることができない法人

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成17年10月11日(火)から平成17年11月10日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

平成17年11月10日(木) 午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部高齢福祉課生きがい担当  
(電話 018-866-2095)

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成17年11月に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

(3) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 管理に係る経費に充てるため、年度毎に予算の範囲内で委託料を支払う。

(3) 詳細は募集要項による。

(4) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部高齢福祉課生きがい担当  
(電話 018-866-2095)

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により公告する。

平成17年10月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 意見聴取の日時 平成17年10月17日 午後2時から

2 意見聴取の場所 日本製紙クラブ

3 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第12項ただし書の規定により、工業専用地域内に工業の利便を害するおそれがないものとして、飲食店の建築を許可することについて

4 建築計画の概要

・建築物の用途 飲食店

・建築物の位置 秋田市新屋島木町1-85（秋田市西部工業団地内）

・構造及び規模 軽量鉄骨造平屋建

・敷地面積 822.00㎡

・延べ面積 137.46㎡

・最高高さ 5.5m

5 申請者の住所および氏名

秋田市新屋島木町1-62

富士製粉産業株式会社 代表取締役 升谷恵美子

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成17年度のインフルエンザ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条および第5条の規定に基づき、公告する。

平成17年10月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

インフルエンザ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種の方法および回数

インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザH A ウクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

4 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

(1) 期日 平成17年10月15日から平成18年1月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

- なお、施設は入所者に限り実施する。
- (2) 場所等 別表のとおり
- 5 予防接種の対象者から除かれる者
- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 7 予防接種料金  
1,500円  
ただし、生活保護受給者は無料

別表

医療機関および老人福祉施設	所 在 地	接種を行う医師
秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号	三浦 傳 向島 偕 門脇 謙 水口 直 樹 伊藤 万 寿 雄 佐藤 匡 也 阿部 芳 久 熊谷 林 肇 小関 美 樹 関田 美 啓 二 太田 助 十 郎 宇野 篤 猪股 茂 樹 鶴田 大 寺田 健 庄司 亮 若林 俊 樹 山浦 玄 武 大井 幸 子 福井 義 伸 井上 順 朗 荻原 一 澤田 賢 一
秋田組合総合病院	秋田市飯島字西袋一丁目1番地1	佐伯 剛 横山 夫 伊多波 来 糸賀 寛 斎藤 崇 平田 温 福田 二 代 北林 孝 淳 星野 孝 男 田村 孝 一 松岡 一 悟 綿引 康 公 渡部 博 之 木川 博 之 後藤 有 之 越村 淳 白崎 正

秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	明達格元 弘夫郎剛樹明尚誠明司一仁穗也元滋治文和均郎一大史博一之聡成志淳一夫一星孝行昭巳子隆仁貴己治一司雄一子志 秀英 正邦敏 一秀 英隆博 康智 良武浩 慎収 仁信裕紀 直崇 昌伸英大博広則知徳幹靖祐勝孝常 康健裕厚 原高田部 下浦 岸浦田藤本黒出川澤野田井村藤田井木内田部 朝野河本田河屋田木木田田山岡部原谷川生内名田田崎木嶋 笹小新阿 宮三神山三石後橋石小黒八山小照木後松新小大鎌作 閣湯高石湯飯皆丸土八八塚太真大吉利小金早桃宮平飯藤磯鈴大
---------------	--------------------	--

		中 畑 潤 一 村 田 雅 彦 西 卷 啓
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1	柳 澤 宗 柳 澤 昌 子
愛川整形外科クリニック	秋田市仁井田麓見町7番11号	愛 川 重 春 愛 川 重 肇
秋 田 回 生 会 病 院	秋田市牛島西一丁目7番5号	菱 川 泰 夫 黒 沢 出 佳 諒 星 出 原 佳 子 藤 曾 我 龍 一 曾 大 沼 正 人 松 本 康 俊 佐 藤 和 宏 裕
秋 田 乳 腺 ク リ ニ ッ ク	秋田市広面字蓮沼23番地2	工 藤 保 南 谷 弘 片 寄 喜 久 齋 藤 元 本 山 井 悟 河 丸 山 秀 樹 丸 奥 山 秀 幸 佐 々 木 靖 学 博
秋 田 共 立 病 院	秋田市南通亀の町14番23号	小 泉 春 雄 佐 藤 敬 文
秋 田 東 病 院	秋田市山内字丸木橋167番地3	豊 田 堯 亀 井 眞 子 菊 野 恒 明 中 尾 泰 右
秋 田 南 ク リ ニ ッ ク	秋田市卸町五丁目9番8号	中 村 久
秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町7番26号	渡 邊 克 夫
阿 部 ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田本町三丁目28番13号	阿 部 豊 彦
阿 部 内 科 医 院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿 部 士 郎
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1	能 登 宏 光
飯 川 病 院	秋田市中通六丁目1番21号	飯 川 豊 彦 飯 川 曄 子
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号	渡 辺 秀 悦
一 戸 医 院	秋田市新屋大川町9番7号	一 戸 浩 忠 佐 々 木 一
五 十 嵐 記 念 病 院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号	石 川 淨 基 並 木 岡 一
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1	井 谷 修
池 田 内 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目5番10号	池 田 毅
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
石 川 医 院	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地	石 川 浩 一 石 川 和 郎
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川中谷地67番1号	石 山 剛
石 田 内 科 医 院	秋田市保戸野中町6番48号	石 田 明 子
稲 庭 ク リ ニ ッ ク	秋田市南通亀の町2番21号	稲 庭 毅 子 館 岡 正 子
稲見外科内科医院	秋田市保戸野中町1番45号	高 崎 育 男
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町1番21号	稲 葉 八 雲
今 村 病 院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1	稲 庭 千 弥 子 伊 藤 研 一

		兼子義彦 塩田庭 稲宗 正塚田 糸賀 小野田 藤野澤 新山	大裕 浩宏 喜	彦睦 毅研 星寛 一樹 二嗣 斉
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩崎		馬子
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	菊池 後藤	一敦	朗
岩渕内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町7番16号	岩渕		彰
岩見三内クリニック	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴木		子
駅前整形外科医院クリニカオルト	秋田市千秋久保田町3番15号	湊	裕	司
内山医院	秋田市手形新栄町2番31号	内山	忠	朗
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内山	稔	武
越後谷クリニック	秋田市東通仲町1番25号	越後谷		彦
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎	通	平
及川医院	秋田市飯島美砂町9番11号	及川	光	壬
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番1号	小林 柳生 三浦 寺田 多田 小金	尚 莊邦 為久 林佳 谷有	昭治 彦子 美子 仁
小川内科医院	秋田市中通三丁目3番55号	島		隆彦
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5番2号	川村	隆	延
おのば腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐藤	良	弥
おーくらクリニック	秋田市中通六丁目1番24号	大倉	俊	忠
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	大野		男
大谷医院	秋田市川元むつみ町6番6号	大谷	敏	清
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目2番23号	櫻庭		毅
おのば能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地1	能登	弘	子
加賀谷医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	鈴木	雪	学
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷		治
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	鹿嶋	雄	秋
笠松医院	秋田市中通五丁目7番19号	笠松	千	康
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋		夫
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	片岡	紀	夫
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野4番地3	加藤 長山 久場 佐々木 倉田	征栄政 義	夫子 博憲 晋
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子	ミサヲ	茂
笠松病院	秋田市浜田字藍ノ原52番地	稲村 金山 齊藤 早川	隆真 勇	夫子 二
鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地1	鎌田	滋	夫
川上医院	秋田市牛島東七丁目7番16号	川上	抱	負
川口医院	秋田市新屋元町18番27号	川口	武	人

木 曾 医 院	秋田市外旭川字八幡田10番地 6	木 曾 典 一 木 曾 の り 子
木 村 内 科 クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木 村 衛
き び ら 内 科 クリニック	秋田市新屋天秤野 5 番10号	鬼 平 聡
北 嶋 内 科 医 院	秋田市南通みその町 7 番 7 号	北 嶋 益 二
熊 谷 内 科 医 院	秋田市中通五丁目 5 番 8 号	熊 谷 肇
倉 田 医 院	秋田市千秋北の丸 5 番63号	倉 田 穰
桑 原 内 科 医 院	秋田市榎山登町 5 番28号	桑 原 敏 行
御 所 野 内 科 クリニック	秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号	細 谷 重 明
港 北 中 通 診 療 所	秋田市土崎港北六丁目 1 番 5 号	白 戸 英 雄 阿 部 秀 徹 今 井 正 夫 梅 津 正 矩 大 町 康 一 小 貫 一 涉 草 彌 芳 明 鈴 木 敏 文 兔 澤 晴 彦 藤 原 勝 正 樹 堀 田 義 淳 松 部 美 博 阿 栗 崎 藤 子 工 本 夏 亮 菅 原 美 勝 関 山 友 之 田 山 田 栄 彦 津 田 田 茂 子 寺 井 田 啓 則 浜 半 井 郁 夫 平 山 雅 士 福 藤 雅 二 三 森 大 敦 柴 川 吉 樹 田 敬 英 一
健 生 クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿 部 二 郎 阿 部 弥 生
後 条 内 科 医 院	秋田市牛島七丁目 4 番17号	後 条 永 四 郎
こ だ も の クリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐 々 木 剛 一
小 泉 医 院	秋田市土崎港中央四丁目10番18号	小 泉 林
小 泉 耳 鼻 咽 喉 科	秋田市中通二丁目 1 番41号	小 泉 達 朗
小 泉 病 院	秋田市中通四丁目 1 番28号	小 泉 亮 道 湯 川 道 弘 小 泉 栄 子
小 林 胃 腸 科 内 科	秋田市八幡田五郎二丁目11番 9 号	小 林 謙 太 郎
小 松 内 科 クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号	小 松 幹 雄
酒 井 小 児 科 医 院	秋田市中通四丁目 1 番56号	砂 押 浩
佐 々 木 内 科 循 環 器 科 医 院	秋田市土崎港東四丁目 5 番38号	佐 々 木 弥
佐 藤 内 科 医 院	秋田市将軍野南一丁目10番55号	佐 藤 廣 堂 北 忍
笹 原 内 科 医 院	秋田市大町三丁目 4 番41号	笹 原 秀 雄

澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番6号	澤 口 博
山 王 胃 腸 病 院	秋田市山王二丁目1番49号	最 上 栄 蔵 山 崎 好 日 児 高 橋 智 東 和 白 根 久 二
山 王 整 形 外 科 医 院	秋田市山王中島町15番18号	湊 昭 策
山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	津 田 晃
し か ま 医 院	秋田市保戸野原の町8番38号	四 釜 俊 夫
小 児 科 岩 淵 医 院	秋田市保戸野中町7番20号	岩 淵 和 子
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	設 楽 芳 宏
柴 田 医 院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	柴 田 一 忍
白 根 病 院	秋田市旭北栄町5番29号	白 根 研 二 那 須 裕 宏 鈴 木 裕 之 姉 崎 有 美 子 山 田 篤 務
小 児 科 高 橋 医 院	秋田市旭南一丁目17番15号	高 橋 務
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町4番30号	佐々木 秀 平 阿 部 野 垂 武 彦 添 野 武 光 信 本 間 松 光 史 小 長 松 沼 敏 雄 伊 藤 藤 敏 誠 司 中 倉 川 正 智 康 大 谷 光 谷 節 之 中 芋 山 田 健 一 水 島 田 侯 堅 一 小 水 泉 野 堅 一 小 水 野 関 純 史 子 高 橋 橋 爪 賢 隆 朗 古 松 屋 尾 智 重 一 工 藤 谷 臣 宗 啓 夫 加 重 臣 山 宗 啓 伯 円 山 田 眞 昌 人 津 堤 村 嶋 田 眞 昌 功 松 伊 藤 藤 原 直 伸 哉 伊 藤 藤 原 久 武 敏 朗 藤 宗 高 橋 武 敏 史 高 銭 谷 美 穂 弥 細 山 下 達 子 矢



		新 政 丸 阿 岩 安 山 和 長 太 星 黒 石 富 上 安 木 佐 山 小 平 川 渡 竹 岡 田	津 井 山 部 寺 岡 川 嶋 川 田 野 田 田 壑 田 田 村 藤 口 原 野 崎 邊 田 部 原	秀 理 正 良 法 岳 直 良 利 俊 寿 師 洋 ワ カ 公 美 義 洋 正 孝	孝 惠 史 人 太 子 洋 紀 傑 栄 平 樹 哉 文 勉 仁 元 ナ 明 子 則 平 優 秀 彩 之
鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	鈴 木	和 夫	和 夫	夫
鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	鈴 木	俊 夫	俊 夫	夫
菅原内科医院	秋田市東通観音前6番60号	菅 原	真 子	真 子	子
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目8番36号	菅 原	真 砂	真 砂	砂
須藤医院	秋田市広面字樋ノ口18番地15	須 藤	明 子	明 子	子
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	小 波 藤 川	蔵 枝 村 安 信 伸	安 信 伸	勝 夫 悟
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂 三 飯 須 嘉 芝 小	積 浦 沼 藤 藤 山 林	進 俊 ま き	恒 一 信 子 茂 啓 顕
高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	高 清 水	三 郎	三 郎	郎
たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町4番47号	高 橋	郁 夫	郁 夫	夫
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高 橋	文 夫	文 夫	夫
内科胃腸科高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目15番35号	高 橋	正 喜	正 喜	喜
高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目6番15号	高 橋	正 喜	正 喜	喜
たわらや内科	秋田市東通館ノ越8番11号	俵 谷	幸 蔵	幸 蔵	蔵
田代クリニック	秋田市東通一丁目23番1号	田 代	哲 男	哲 男	男
高木内科胃腸科医院	秋田市将軍野南四丁目6番20号	高 木	紘 一	紘 一	一
武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目6番12号	武 田	正 人	正 人	人
武田医院	秋田市川元開和町8番2号	武 田	由 紀 夫	由 紀 夫	夫
立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立 木	裕	裕	裕
田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地の1	田 近	武 彦	武 彦	彦
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	小 野	栄 二	栄 二	二

		小 林 匡 岩 谷 夫 高 橋 和 志 村 道 亨 隆
土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目5番5号	松 浦 亨
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	寺 田 俊 夫
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番21号	堤 祥 浩
とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3-2号	高 橋 徹
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 遠 山 潤
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号	富 田 志 郎
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	長 沼 晶 子 大 山 幸 子
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中 込 恵 美 子
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	明 石 健 赤 羽 三 赤 羽 子 阿 部 部 徹 安 藤 秀 明 五 十 嵐 知 規 稻 十 葉 龍 太 郎 今 井 秀 夫 梅 津 名 正 一 矩 蝦 保 町 夫 大 久 保 町 正 大 貫 野 一 学 小 野 公 藏 折 賀 谷 人 加 藤 充 弘 加 藤 垣 幸 神 河 田 泰 川 原 聡 樹 木 暮 輝 明 清 澤 美 乃 草 粥 芳 理 杏 澤 田 幸 久 保 林 新 小 佐 藤 知 柴 田 敬 一 白 戸 英 雄 菅 原 厚 鈴 木 文 千 馬 悦 田 中 一 千 葉 彦 兔 澤 晴 郎 成 田 裕 一 野 坂 恵 子 花 岡 農 夫 羽 瀨 由 紀 子

		忠之彦 樹人 夫 淳 滋也 理 英二 男 晋 新之美 博子 織 吾史 裕志 博樹子 生 博子 平一子 紗子 仁 徹子 子彦 則二子 夫士 二 敦伸子 樹英之 光勝 正貴 <sup>美</sup> 郁 誠 博健 義 俊 義 裕香 真貴 勝啓 祥相 夏芳 由亮 <sup>美</sup> 憲麗 美保 勝 祐聡 栄茂 雄啓 郁雅 耕 聖大 吉浩 田田 原 田崎 田形 本藤 山岡 幅田 辺山 部崎 垣津 内野 森茂 谷村 藤林 松田 本木 藤原 山 橋 橋田 田田 山井 田山 田田 壁本 船川 田 原福 藤堀 前松 松宮 宮武 初安 矢山 渡長 <sup>谷</sup> 阿粟 板梅 大小 金加 菊木 工小 小坂 阪佐 <sup>々</sup> 菅杉 関高 高津 津寺 畠浜 判平 福藤 真松 三森 山 渡 小田 山 友	淳 涉之
中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号	渡 小田 山 友	淳 涉之

		今 野 直 樹 三 上 学
中 村 医 院	秋田市千秋城下町 5 番 6 号	中 村 淑 子
七 海 医 院	秋田市泉南二丁目 9 番 20 号	七 海 清 敏 七 海 敏 之
新 田 医 院	秋田市泉一ノ坪 26 番 23 号	新 田 晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼 21 番地 5	西 宮 藤 彦
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目 14 番 17 号	小 田 嶋 貢
長 谷 山 内 科 医 院	秋田市中通三丁目 3 番 43 号	長 谷 山 俊 之
太平長谷山内科診療所	秋田市太平中関字寺中 18 番地	長 谷 山 博
はたの循環器科クリニック	秋田市横森三丁目 1 番 9 号	波 多 野 宏 治
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越 78 番地 1	橋 本 禎 嗣
馬 場 内 科 医 院	秋田市八橋三和町 18 番 9 号	馬 場 英 行
内科胃腸科濱島医院	秋田市保戸野すわ町 15 番 20 号	濱 島 昭 雄 濱 島 由 紀
花 田 胃 腸 科 医 院	秋田市旭南三丁目 7 番 47 号	花 田 雅 寧 二
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町 2 番 16 号	原 田 健 二
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬 124 番地	葛 西 亨
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下 52 番地 2	石 川 正 道
ひもり内科消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目 11 番 40 号	桧 森 昌 門
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町 5 番 40 号	平 野 勝 介
藤盛レディースクリニック	秋田市中通七丁目 1 番 3 号	藤 盛 亮 寿
福 島 内 科 医 院	秋田市南通宮田 15 番 46 号	福 島 幸 隆
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家ノ下 34 番地 1	福 田 健
藤 田 内 科	秋田市東通八丁目 1 番 41 号	藤 田 警 士
細 谷 病 院	秋田市南通宮田 3 番 10 号	細 谷 重 直 細 谷 煥 栄 細 谷 貴 美 子
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番 14 号	本 間 真 紀 子
松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目 3 番 46 号	松 岡 一 志
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目 8 番 3 号	真 崎 雅 和
三浦小児科内科医院	秋田市新屋勝平町 2 番 25 号	三 浦 靖 徳
水 沢 医 院	秋田市茨島四丁目 6 番 37 号	水 沢 広 和
三 儼 医 院	秋田市外旭川字三後田 46 番地	五 十 嵐 三 儼
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目 7 番 34 号	湊 元 志
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目 13 番 25 号	鈴 木 信 愛
南 浦 医 院	秋田市榎山本町 1 番 32 号	南 浦 光 昭
宮 川 内 科 医 院	秋田市榎山本町 11 番 8 号	宮 川 弘 彬
みやざわペインクリニック	秋田市中通七丁目 1 番 3 号	宮 澤 一 治
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市将軍野南五丁目 12 番 19 号	村 山 徳 治 村 山 仁
向 島 医 院	秋田市土崎港中央三丁目 5 番 10 号	向 島 偕
も ろ お か 医 院	秋田市土崎港南二丁目 3 番 64 号	師 岡 長
森川内科呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町 3 番 18 号	森 川 昌 利
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目 8 番 31 号	俵 谷 博 信
柳 田 医 院	秋田市手形田中 4 番 15 号	柳 田 龍 一
山 川 内 科	秋田市東通一丁目 25 番 22 号	山 川 博
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹の花 42 番地 1	日 下 尚 志
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町 10 番 30 号	吉 田 司
吉 田 内 科 医 院	秋田市広面字樋ノ沖 20 番地 1	吉 田 廣 作
吉 成 医 院	秋田市下新城野字琵琶沼 211 番地 18	吉 成 俊 太 郎 吉 成 仁
米 谷 耳 鼻 科 医 院	秋田市将軍野南一丁目 10 番 57 号	米 谷 博 秀 夫
米 山 内 科 医 院	秋田市大町五丁目 4 番 49 号	米 山 泰 夫
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田 33 番地 3	綿 貫 桃 代

ニ コ ニ コ 苑	秋田市下新城野字琵琶沼138番地 1	相 馬 讓 二
悠 久 荘	秋田市柳田字鳥越68番地	神 部 憲 一
桜 の 園	秋田市下北手梨平字登館 8 番地	加 藤 昭 典
山 盛 苑	秋田市太平山谷中山谷227番地 2	児 島 三 郎
三 楽 園	秋田市飯島字堀川184番地20	堀 川 慶 久 黒 川 一 男
か み の 里	秋田市上北手百崎字ニタ子沢 1 番地 6	佐 藤 鍊 一 郎
ふ れ 愛 の 里	秋田市豊岩小山字中山216番地27	進 藤 和 夫
勝 平 苑	秋田市新屋北浜町21番10号	鈴 木 行 三
あ い ぜ ん 苑	秋田市上新城道川字愛染58番地	立 花 章
な ぎ さ	秋田市土崎港中央四丁目 4 番23号	田 中 弘

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第95条の規定により下記のとおり公告する。

平成17年10月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	平成17年10月25日午後 1 時00分	公 売 の 場 所	秋田市役所正庁（市庁舎 2 階）
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成17年10月25日午後 1 時10分から午後 1 時20分まで		
開 札 の 日 時	平成17年10月25日午後 1 時20分	開 札 の 場 所	秋田市役所正庁（市庁舎 2 階）
売 却 決 定 の 日 時	平成17年10月25日午後 1 時30分	売 却 決 定 場 所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙 1（省略）のとおり		
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成17年10月25日午後 1 時30分		
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。		
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公 売 財 産 上 の 質 権 者、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 し 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件			
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙 1（省略）のとおり		
消 費 税 の 取 扱 い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙 2（省略）のとおり		

秋田市公告

国土調査法により、平成16年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、公告する。

なお、当該地図および簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成17年10月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行った地域  
秋田市雄和平尾鳥字小平、田ノ沢、大巻、竹ノ花、中田、西野、女米木字川崎、宝生口、柳原の各一部
- 2 閲覧期間  
平成17年10月14日から平成17年11月 2 日まで
- 3 閲覧場所  
雄和市民センター 2 階 第 2 会議室

- 4 閲覧時間  
期間中閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。
- 5 誤り等訂正の申出  
閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入捺印の上、訂正の申し出をすることができる。  
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 地図は、平成16年8月測量、簿冊は、平成17年10月1日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

建築基準法（平成25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により公告する。

平成17年10月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 意見聴取の日時 平成17年10月26日(木) 午後6時30分から
- 2 意見聴取の場所 秋田県警察学校大教場（新館2階）

- 3 意見の聴取をしようとする事項  
建築基準法第48条第1項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内に警察学校の建築を許可することについて
- 4 建築計画の概要
  - ・建築物の主要用途 各種学校（自転車駐車場）
  - ・建築物の位置 秋田市新屋勝平台268-4
  - ・構造および規模 鉄骨造1階建て
  - ・敷地面積 27,393.75㎡
  - ・延べ面積 38.88㎡
- 5 申請者の住所および氏名  
秋田市山王四丁目1番5号  
秋田県知事 寺田典城  
(担当：秋田県警察本部警務部会計課)

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年10月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	秋田市立広面小学校校舎南棟大規模改造工事に伴う仮設校舎賃貸借
(2) 施工場所	秋田市広面字蟹沢29番地（広面小学校グラウンド内）
(3) 仮設校舎の建物概要	① 面 積 仮設校舎 約980㎡（5間×27間タイプ） 仮設渡り廊下 約90㎡ ② 構 造 鉄骨造2階建て ③ 概 要 普通教室7室、保健室1室 男女別便所各階、水飲み場 階段室、廊下、既存校舎との渡り廊下、給排水衛生設備、暖房設備、電気設備 等
(4) 契約期間	平成17年11月4日～平成18年8月31日
(5) 賃貸借期間	平成17年12月22日～平成18年7月31日 約7ヵ月間（222日） 賃貸借物件の設置は、着手から平成17年12月21日までに行い、解体撤去については、賃貸借期間終了後から平成17年8月31日までの間に行う。
(6) 賃貸借料の支払い条件	仮設校舎の建設、解体、リース料の総額については、17年度分の支払い限度額を21,165千円とし、17年11月から毎月の均等払いとする。18年度分については、その残金について、18年8月まで毎月の均等払いとする。
(7) 入札参加要件	①東北地方に本社・支店・営業所等を有する業者であること。 ②仮設校舎の賃貸借契約が可能であること。 ③租税に滞納がないこと。 ④地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 ⑤本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。
(8) 予定価格	63,930,000円（税抜き価格）

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年10月31日(月) 午前10時
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」  
開札は入札終了後直ちに行う。
- 契約日 平成17年11月4日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則（以下「規則」という。）および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある

- ときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、1回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項  
(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年10月25日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
イ 実績調書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
- ・法人市民税（上記1入札に付する事項(7)入札参加要件①の所在地におけるもので結構）
- ・固定資産税（法人市民税と同様）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

エ 登記簿謄本（上記1入札に付する事項(7)入札参加要件①の所在地が分かるもの）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年10月18日(火)から平成17年10月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号に該当したときは免除する。

5 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。

6 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

7 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年10月27日(木)に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成17年10月17日(火)から平成17年10月28日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階

9 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

番号・業務名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校の印刷機使用 貸借および消耗品供給	小中学校が使用する印刷機の使用貸借と消耗品の供給	平成18年1月14日～ 平成18年3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者または秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

電話 018-866-2242

秋田市公告

河辺農業振興地域整備計画（昭和49年河辺町告示第1号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成17年11月17日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

また、秋田市内に住所を有する者は、縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

平成17年10月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 平成17年10月19日

至 平成17年11月17日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定に基づき、当該緑地協定を認可したので、同法第47条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成17年10月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田五丁目D地区緑地協定  
2 緑地協定区域

秋田市御所野地蔵田五丁目29番1から29番7まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目30番1から30番24まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目31番1から31番4まで  
計35筆

3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部公園課  
公園施設管理センター

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年10月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

			②印刷機の使用貸借および消耗品供給が可能な者であること。 ③印刷機の保守サービスが可能な者であること。 ④租税に滞納がないこと。
--	--	--	--

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年12月2日(金) 午前9時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契約日 平成17年12月5日(月)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年11月17日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 印刷機の保守サービス体制調査書（様式3（省略））
- エ 納税証明書
  - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
  - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
  - ・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 オ 住民票（法人にあっては登記簿謄本（原本））

- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成17年10月24日(月)から平成17年11月17日(木)までの土曜日および日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 経理担当
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年11月28日(月)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧時間は、平成17年10月24日(月)から平成17年11月17日(木)までの土曜日および日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課経理担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課経理担当  
電話 018-866-2242

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年10月24日

秋田市長 佐竹 敬久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成17年10月25日から平成17年11月14日まで  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年10月13日付け秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成17年10月24日

秋田市長 佐竹 敬久  
(以下略)

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う麻疹、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年10月31日

秋田市長 佐竹 敬久

別表



接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
榎 正 行	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号 えのきこどもクリニック
島 田 堅 一	秋田市川元山下町7番21号 島田クリニック

**秋田市公告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うインフルエンザ予防接種について、別表により当該業務を行うので同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年10月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	賀 佐 富 二 彦 大 楽 英 明 赤 間 智 範
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正 行
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島 田 堅 一
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木 村 康 徳

**教 委 公 告**

**秋田市教委公告**

平成18年度秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成17年10月3日

秋田市教育委員会  
委員長 千 葉 昭

- 1 入学願書の提出期日および提出先
  - (1) 提出期日  
平成17年11月28日(月)から平成17年12月2日(金)まで
  - (2) 提出先  
秋田市立御所野学院中学校長あて、入学願書を提出すること。
- 2 出願資格  
平成18年3月に小学校課程を修了見込みで、秋田市内在住者または在住予定者
- 3 募集人員  
男女 40名（秋田市立御所野小学校卒業見込者等を除く。）
- 4 入学予定者選考方法
  - (1) 実施期日  
平成17年12月23日(金)
  - (2) 内容  
作文、面接
- 5 選考結果の通知  
平成17年12月27日(火)
- 6 その他  
入学決定の実施に関する必要な細目事項は、秋田市教育委員会の定めるところによるものとする。

**秋田市教委公告**

平成18年度秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋

田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成17年10月3日

秋田市教育委員会  
委員長 千 葉 昭

- 1 選抜の種類  
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 2 入学願書の提出期間および提出先
  - (1) 提出期間  
ア 前期選抜 平成18年1月16日(月)から1月18日(水)まで  
イ 一般選抜 平成18年2月15日(水)から2月17日(金)まで
  - (2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長あて、入学願書を提出すること。
- 3 入学検定料 2,200円
- 4 入学志願者検査日
  - (1) 前期選抜 平成18年2月2日(水) 面接
  - (2) 一般選抜 平成18年3月7日(火) 学力検査および面接  
ア 実施教科 5教科（国語、数学、英語、理科および社会）  
イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 5 出願資格
  - (1) 前期選抜 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成18年3月に卒業する見込の者で、平成18年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項で定める「出願の条件」を満たしている者
  - (2) 一般選抜 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成18年3月に卒業する見込の者または卒業した者で、前期選抜で合格していない者
- 6 募集する学科名および募集人員
  - (1) 学 科 名 商業科
  - (2) 募集人員 男女240名
- 7 合格者の発表
  - (1) 前期選抜 平成18年2月9日(水)
  - (2) 一般選抜 平成18年3月14日(火)
- 8 その他  
入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、秋田県教育委員会の定めるところによるものとする。

